

(参考)

第4回情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会

(平成 22 年 12 月 28 日)

資料一式

第4回「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会」
(2010年12月28日)提出資料

政府統計データの活用

委員 折田 明子

政府の統計データ

- 公的統計
 - － 国の行政機関・地方公共団体が作成する統計
 - － 基幹統計（54統計 H22.10時点）
 - 行政機関が作成する特に重要な統計
- 統計データの利用促進
 - － 統計調査によって集められた情報（調査票情報）の二次的利用
- 統計の公表
 - － 基幹統計や一般統計調査の結果は、原則として作成した後に速やかにインターネット（政府統計の総合窓口e-Stat）や冊子形式で公表

統計データの二次的利用

• オーダーメイド集計（統計法34条）

- 既存の統計調査で得られた調査票データを活用して、調査実施機関等が申出者からの委託を受けて、そのオーダーに基づいた新たな統計を集計・作成し、提供するもの
- 国勢調査でオーダーメイド集計ができる項目

男女、年齢、出生の月、世帯主との続柄、配偶関係、国籍、世帯の種類、世帯の家族類型、世帯人員、親族人員、子供の有無、数、年齢、住居の種類、住宅の所有の関係、住宅の建て方、延べ面積、労働力状態、就業状態、就業時間、従業上の地位、産業、職業、社会経済分類、世帯の経済構成、従業・通学時の世帯の状況、通勤・通学者数、都市計画の地域区分、従業地・通学地、常住地

• 匿名データの提供（統計法36条）

- 調査客体が特定されないように加工を施した上で、利用申出を行った申出者に対して匿名データを提供（貸与）
- 例：「全国消費実態調査」高齢者の所得・消費行動の分析
- 例：「就業構造基本調査」非正規雇用の拡大の社会的な影響の分析、若者の就業の実態に関する分析等

論点

政府統計データの活用を図るため、オーダーメイド集計及匿名データの提供の要件を、例えばビジネス用途など、他の目的にも利活用できるように拡大する

2009.4 改正統計法施行 (2007.5 全面改正)

2009. 10 統計法施行規則改正

1. 二次的利用に向けた課題

- 利用範囲・提供状況
- 国民の情報利用に対する理解
- 国民の不安
- 進捗状況について

これをどのように解決し、進めていくべきか

2. 利活用のニーズ

- 教育・研究以外の利用に対する要望

利用に資する政府のデータ提供とはどのようにあるべきか

ヒアリング調査対象

本件の具体的な取り組みは、内閣府統計委員会ではなく、総務省で取りまとめを行っているとのことから、下記の府省を対象とした。

また、要望元に関しては、個別の企業からの具体的なヒアリングが困難だったため、取りまとめを行った日本経済団体連合会が対象となった。

- 総務省
- 経済産業省
- 本項目要望元（日本経済団体連合会）

(参考) 二次的利用の推進

統計委員会「公的統計の整備における喫緊の課題とその対応に関する基本的考え方」(平成22年6月18日)

(3) 必要な統計リソースの確保

公的統計の作成・提供のための予算・人員に限りがある中で、公的統計が一定の精度を確保し、その役割を果たすためには、統計リソースの確保及び有効活用をより一層推進する必要がある。

特に、国民経済計算関連統計の整備、サービス産業関連統計の整備、新たな政策課題に対応可能な統計の整備を推進するための統計リソース確保が重要である。また、近年の統計調査環境の変化や、統計ニーズの多様化・高度化に対応するため、行政記録情報等の活用、統計データの二次的利用の推進、ビジネスレジスターの整備等に必要な統計リソースを充実させることも求められている。

(出所)

<http://www5.cao.go.jp/statistics/report/interimreport/koutekitoukei.pdf>

(参考) 二次的利用の利用目的の制限

第8回「統計データの二次利用促進に関する研究会」(平成22年12月10日)
資料4: 二次的利用の利用目的の制限等について(これまでの考え方)

- ①オーダーメイド集計を行うためには、相当程度の行政資源を投入する必要がある。
- ②利用目的を問わずにオーダーに応じることとした場合には、個人情報などが調査対象者の意図に反して利用されるのではないかという不安を、調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

利用目的を問わず匿名データの提供に応じることとした場合には、実質的に無制限に誰に対しても匿名データを配布することとなる。

匿名化されているとはいえ、生活実態や会社運営実態などの赤裸々な個々の回答の内容に変わりはなく、これらの情報が無制限に提供されれば、回答内容が調査対象者の意図に反して利用されるのではないかという不安を調査対象者に与えるおそれもあり、統計調査に対する調査対象者の信頼を損ね、ひいては統計の真実性の確保に支障を来すことも考えられる。

(参考) 調査票情報と個人情報保護

統計局ホームページ公的統計の利用拡大について(二次的利用について)

基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」の規定の適用から除外されます(統計法第52条)。

これは、統計法自らにおいて第39条～第43条において調査票情報等の保護が整備されていること、また統計調査により集められた個人情報については、集計後は個人が識別されない形で利用・提供されることを踏まえたものです。

なお、匿名データの作成においても、個人情報に当たる部分は削除され、さらに個々のデータから個体が間接的に特定されることの無いよう、匿名化措置を行い、個人情報が漏洩しないように万全の措置を取っています。

加えて、匿名データの提供を受けた者に対しても、統計法により調査票情報の取扱と同様に、匿名データを適正に管理することが求められています。

(出所)

<http://www.stat.go.jp/index/seido/2jiriyou.htm>

(参考) 施策の施行状況

統計委員会「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成22年9月30日) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供について(第3ワーキンググループ)」

ア 施策の施行状況

(i)平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は、法人企業景気予測調査(内閣府と財務省の共管)、国勢調査(総務省)・学校基本調査(文部科学省)・賃金構造基本統計調査(厚生労働省)・農林業センサス、漁業センサス(以上農林水産省)の6調査であり、提供件数は4件であった。また、匿名データの提供を開始した統計調査は、住宅・土地統計調査・就業構造基本調査・全国消費実態調査・社会生活基本調査(以上いずれも総務省)の4調査であり、提供件数は20件であった。

(ii)さらに、平成21年度中に、国の行政機関が、法第33条第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54件であった。

(出所) http://www5.cao.go.jp/statistics/report/21followup/21followup_2.pdf

(参考) 施行状況の評価と課題

統計委員会「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成22年9月30日) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供について(第3ワーキンググループ)」

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

(i) 二次的利用は、新法の施行に伴い平成21年度から開始されたものの、利用件数の実績については24件にとどまっている。この理由としては以下が挙げられる。

- ・二次的利用可能な統計調査の数がまだ少ない。また、提供されているデータの対象期間も限られており、平成21年度末にサービスが開始された統計調査もある。一方、総務省が行っている統計ニーズに関するアンケートの結果によると、二次的利用が可能な統計調査以外の統計調査に対しても、今後早期のサービス開始を求めるニーズが存在している。

- ・さらに、同アンケートの結果によると、二次的利用のサービスの開始や制度内容を知る者が約四分の一にとどまっており、潜在的な利用者に制度が十分認知されていない。

- ・また、統計ニーズに関するアンケート結果によると、利用目的の拡大に対するニーズが寄せられている一方、実際に利用できる目的が現在は学術研究目的又は高等教育目的等に限定されている。

(ii) 法第33条に基づく調査票情報の利用については、厳格な運用が必要であるが、手続が煩雑で時間がかかるため、手続の円滑化を求める声がある。

(出所) http://www5.cao.go.jp/statistics/report/21followup/21followup_2.pdf

(参考) 取り組むべき方向性

統計委員会「平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(平成22年9月30日)
オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供について
(第3ワーキンググループ)

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

(i) 基本計画に掲げられた二次的利用について、引き続き以下の事項を推進する。

・各府省は、今後、利用者のニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査について順次拡大していく必要がある。

また、秘密の保護等を確保しつつ、現在、一定期間を置いて作成している匿名データについて、その期間をより短くしたり、過去長期にわたって二次的利用の対象としていく必要がある。

・総務省は、国民からの理解が得られる範囲において、二次的利用を一層推進する観点から、二次的利用の利用目的の範囲について検討を行う必要がある。

・各府省は、二次的利用に対する制度、手続き、二次的利用可能な統計調査の周知を図る必要がある。また、情報管理について利用者側の意識向上に努める。

・各府省は、利用手続きについて、利用者のニーズを把握し改善に努める。

(ii) 各府省は、法第33条に基づく調査票情報の利用について、ガイドラインに

準拠して適切な運用を確保する必要がある。また、総務省はオンサイト利用についての検討を進める際に法第33条に基づく調査票情報の利用の手続の簡素化の検討を行う。

(出所) http://www5.cao.go.jp/statistics/report/21followup/21followup_2.pdf

(参考) 諸外国の状況(利用条件)

総務省統計局「統計データの二次的利用促進に関する研究会」(平成19年10月22日)
資料7: 諸外国の統計データの二次的利用の状況

- 使途や使用方法を問わない
 - 米国センサス局 PUMS(Public Use Microdata Sample)
 - ドイツ連邦統計局 PUFs(Public Use Files)
 - オーストラリア ASSDA (Australian Social Science Data Archive)
- 商業目的でも利用可能
 - 英国UKDA (The UK Data Archive)
- 学術研究に限る
 - カナダ統計局 DLI (Data Libration Initiative)
 - ドイツ連邦統計局 ZUMA, ZA
 - 英国 CCSR , SARs (Samples of Anonymised Records), CeLSIUS,
- 研究計画書の提出
 - カナダ統計局 RDC (Research Data Center), Remote Data Access
- 資格が必要(雇用、宣誓など)
 - 米国センサス局 CES &RDC
 - カナダ統計局 PUMFs (public Use Microdata Files)
 - ドイツ連邦統計局 RDC (Research Data Centres)
 - 英国ONS (契約による)

(出所) <http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/2jiriyou/pdf/si1-7.pdf>

(参考) 諸外国の状況 (提供形態)

総務省統計局「統計データの二次的利用促進に関する研究会」(平成19年10月22日)
資料7: 諸外国の統計データの二次的利用の状況

- 提供フォーマット
 - SAS, SPSS, Stata + EXCEL, csv, tsv, ASCII (米国、英国、豪州)
 - Dat形式 (米国)
- 提供形態
 - オンライン提供
 - オンサイトによる提供/データセンターの端末で利用
 - CD-ROM等メディア媒体を販売
- オーダーメイド集計
 - 英国 CeLSIUS, ONS

(出所) <http://www.stat.go.jp/info/kenkyu/2jiriyou/pdf/si1-7.pdf>

(参考) 米国 Data.gov

- 2009年5月21日開設
- 情報・データを入手できる

An Official Web Site of the United States Government Monday, December 27, 2010 Text: A⁺ A⁻ A Share

DATA.GOV
EMPOWERING PEOPLE

Search our catalogs.. SEARCH

HOME DATA ▼ TOOLS COMMUNITY METRICS DIALOGUE GALLERY WHAT'S NEW UPDATED

Data.gov Catalogs

Use the Data.gov catalog below to access U.S. Federal Executive Branch datasets. Click on the name of a dataset to view additional metadata for that dataset. By accessing the data catalogs, you agree to the **Data Policy**. Data.gov offers data in three ways: through the "raw" data catalog, using tools and through the geodata catalog. The "Raw" Data Catalog provides an instant download of machine readable, platform-independent datasets while the Tools Catalog provides hyperlinks which may lead to agency tools or agency web pages that allow you to mine datasets.

"RAW" DATA CATALOG TOOL CATALOG GEODATA CATALOG

"RAW" DATA CATALOG

Search "raw" data by keywords

Search "raw" data by file type
XML CSV/Text KML/KMZ Shapefile RDF Other

Search "raw" data by single/multiple category
 All Categories
 Agriculture

Search "raw" data by single/multiple agency
 Agricultural Marketing Service (USDA/AMS)
 Agricultural Research Service (USDA/ARS)
 Animal and Plant Health Inspection Service (USDA/APHIS)

SEARCH

Page 1 of 123 (3,052 records) 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 Results per page: 25 | 50 | 100

<http://www.data.gov/>

質問事項に対する回答

A. 政府統計データ二次的利用に向けた課題について

- 1) 現在、二次的利用の対象となっている政府統計データの概要（統計データの種類および実施機関の内訳、全体数、全体数に占める二次的利用の対象となっている割合、二次的利用の対象となっているものについて提供の方法、フォーマットおよびデータ形式など）を教えてください。

各府省は、毎年度、オーダーメイド集計、匿名データ提供に関する年度計画を公表することとしており、これを取りまとめたものは、別紙 1 のとおりです。

<オーダーメイド集計>

平成 22 年 12 月 1 日現在、オーダーメイド集計は、13 統計調査（7 府省）で行われています。電子メールや CD/DVD 媒体により、エクセル形式や CSV 形式の集計結果の提供が行われています。

<匿名データの提供>

平成 22 年 12 月 1 日現在、匿名データの提供は、4 統計調査（1 府省）で行われています。CD/DVD 媒体により、CSV 形式のデータの提供が行われています。

基幹統計調査及び一般統計調査は、321 統計調査であり（平成 22 年 12 月 1 日現在）、これらの統計調査のうちオーダーメイド集計又は匿名データ提供の対象となっているものは、17 統計調査（5.3%）となっています。

委託による統計の作成等及び匿名データの作成・提供に係る年度計画一覧（平成22年度）				
平成22年12月1日現在				
○ 委託による統計の作成等（オーダーメイド集計）				
府省名	統計調査名	提供対象	提供窓口	受付期間・時間
人事院	実施しない	—	—	—
内閣府	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	平成16年4～6月期以降の各調査期	財務省大臣官房総合政策課情報管理係 (電話)03-3581-4111(内線2229)	平成22年10月1日～10月29日(土、日、祝日を除く)9:30～17:30
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～平成20年度(年度内に提供予定)	独立行政法人統計センター 情報技術部 情報管理課 統計データ高度利用推進室 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	平成22年度内を目処に統計センターに委託予定 平成22年10月12日～23年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	消費動向調査	平成19年度～平成21年度(10月12日より提供開始)	—	—
消費者庁	実施しない	—	—	—
総務省	国勢調査	平成2年、7年、12年、17年	—	—
	労働力調査	平成元年1月～平成20年12月	—	—
	家計消費状況調査	平成19年1月～平成20年12月	独立行政法人統計センター 情報技術部 情報管理課 統計データ高度利用推進室 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	平成22年4月1日～23年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	住宅・土地統計調査	(平成22年12月に開始予定)	—	—
	就業構造基本調査	(平成22年12月に開始予定)	—	—
	社会生活基本調査	(平成22年12月に開始予定)	—	—
	家計調査	(平成22年度中に開始予定)	—	—
全国消費実態調査	(平成22年度中に開始予定)	—	—	
法務省	実施しない	—	—	—
財務省	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	平成16年4～6月期以降の各調査期	財務省大臣官房総合政策課情報管理係 (電話)03-3581-4111(内線2229)	平成22年10月1日～10月29日(土、日、祝日を除く)9:30～17:30
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度以降平成21年度までの各調査年度	—	平成22年12月1日～12月28日(土、日、祝日を除く)9:30～17:30
文部科学省	学校基本調査	平成20年度 平成21年度	独立行政法人統計センター 情報技術部 情報管理課 統計データ高度利用推進室 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	平成22年4月1日～23年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
厚生労働省	賃金構造基本統計調査	平成18年 平成19年(年度内に提供予定)	独立行政法人統計センター 情報技術部 情報管理課 統計データ高度利用推進室 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	平成22年4月1日～23年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	人口動態調査	平成19年	厚生労働省大臣官房統計情報部 企画課 審査解析室 委託統計係 (電話)03-5253-1111(内線)7391-7389	平成22年11月1日～23年2月末日(土、日、祝日を除く)9:30～18:15(12:00～13:00を除く)
	毎月勤労統計調査(特別調査)	平成21年	—	—
農林水産省	農林業センサス	平成17年	農林水産省大臣官房統計部統計企画課統計調整班 (電話)03-3501-9642(直通)	通年(土、日、祝日、年末年始を除く)10時00分～16時00分(12時00分～13時00分を除く)
	漁業センサス	平成15年、20年	—	—
経済産業省	平成22年度中に開始予定 (平成22年度は、オーダーメイド集計に係る規程の制定等を進め、オーダーメイド集計を希望する者からの委託申出の受付を年度内に開始する。)	—	—	—
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～平成22年3月 (月次調査)	独立行政法人統計センター 情報技術部 情報管理課 統計データ高度利用推進室 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	平成22年4月1日～23年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
環境省	実施しない	—	—	—
日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査以降の各調査期	日本銀行調査統計局・統計整備担当 (電話)03-3277-1574(直通)	平成22年度後半予定 (決定後公表)
○ 匿名データの提供				
府省名	統計調査名	提供対象	提供窓口	受付期間・時間
人事院	実施しない	—	—	—
内閣府	実施しない	—	—	—
消費者庁	実施しない	—	—	—
総務省	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年	—	—
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年	独立行政法人統計センター 情報技術部 情報管理課 統計データ高度利用推進室 利用審査担当 (電話)03-5273-1205(直通)	平成22年4月1日～23年2月末日(土、日、祝日、年末年始の期間を除く)10:00～17:00(12:00～13:00を除く)
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年	—	—
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年	—	—
法務省	実施しない	—	—	—
財務省	実施しない	—	—	—
文部科学省	実施しない	—	—	—
厚生労働省	実施しない (平成21年度に続き、匿名データの作成・提供に係る具体的検討を継続する。)	—	—	—
農林水産省	実施しない	—	—	—
経済産業省	実施しない (平成22年度は、試行的に作成した匿名データを用いて、匿名性・有用性の確保などの観点から、カテゴリー化による匿名化処理の高度化など技術的な検証を行う。)	—	—	—
国土交通省	実施しない	—	—	—
環境省	実施しない	—	—	—
日本銀行	実施しない	—	—	—

※ 統計調査を所管していない府省を除く

2) 現状において、たとえば実施機関をまたがるような複数の統計データを組み合わせた分析をすることは可能でしょうか。

事業所や企業を対象とする統計調査については、総務省が整備する事業所母集団データベースにおいて共通事業所・企業コードの付与を進めており、各府省の統計調査の対象の抽出にこれを活用することにより、複数のデータ間のマッチングを容易に行うことが可能となります。

また、世帯を対象とする統計調査については、例えば、総務省が実施する「住宅・土地統計調査」の一部の標本を対象として国土交通省が実施する「住生活総合調査」では、それぞれの調査票情報をマッチングさせて集計しています。

このような統計調査について、マッチング後の調査票情報を用いて匿名データの作成やオーダーメイド集計を行えば、実施機関をまたがる複数の統計データを組み合わせた分析を行うことが可能になると考えます。

3) 統計データの利用範囲に関して、貴省では利用範囲に一定の制限を設けている理由として、「無制限の調査票情報の開放は、統計制度に対する国民の信頼を崩壊させ、信頼に基づく国民の調査協力が得られなくなる恐れがある」と回答されています。

統計データの利活用範囲を広げつつ、国民の信頼および調査協力を得るためには、具体的にどのような条件が必要でしょうか。例えば、回答が義務づけられている基幹統計を、教育・研究目的以外の二次的利用に資する際には、どのような条件が必要でしょうか。

参考：第1回専門調査会 参考資料1：デジタル利活用のための重点点検専門調査会活動報告番号18(p.375-)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai1/sankou1.pdf>

政府の統計調査は、統計法の定めるところにより、調査票情報の目的外利用の禁止や秘密の保護を前提として実施されています。そして、その前提を基に、報告者の理解と信頼の上に成り立つものとなっています。

統計データの二次的利用は、一定の匿名化処理の下に行われていますが、そのデータの中には、生活や企業運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれています。仮に、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、という不安を調査対象者に与えることが懸念されます。

現在、我が国では、プライバシー意識の高まり、企業の人件費削減などから、統計調査の回答を得ることが困難になるなど、統計調査の実施環境は極めて厳しいものとなっています。

また、仮に、十分な対策を講じることなく無制限にデータの提供を行うことになれば、情報セキュリティに関連する事故のリスクが高まることとなり、個人情報や企業情報が漏れる事態が生じた場合には、取り返しのつかない事態となることが懸念されます。

したがって、統計データの二次的利用の拡大に際しては、統計調査を実施するための前提となる国民の理解と信頼が崩壊しないよう、慎重かつ丁寧に検討を行うことが必要であると考えております。

これらのことを考慮すると、①統計目的のため二次的利用を行うことができる者の範囲についてどの程度まで拡大が可能か見極めること、②調査票情報の内容をどの程度まで匿名化（不明瞭化）する必要があるか見極めること、さらに、統計調査が成り立つ前提となる③統計データの二次的利用に対する国民の理解と信用を得ることなどが必要になると考えております。

4) 国民の情報利用の理解増進について、統計データの二次的利用に関する教育・研究利用に際して、国民・社会への現状の周知状況を教えてください。

統計データの二次的利用について国民・社会への周知を進めることは、重要な課題であると考えており、各府省等において、次のような取組を行っているところではあります。

- ・ 各府省及び関係学会のHPへの情報掲載の依頼
- ・ 各府省及び関係学会のメールマガジンへの情報の掲載の依頼
- ・ 関係学会の大会やイベントでの専門ブースの設置、講演・発表の実施
- ・ 大学に対するパンフレットの送付
- ・ 大学と連携したセミナーやシンポジウムの開催
- ・ 専門誌への論文や広報の掲載
- ・ マスメディアへの情報提供や取材協力

5) 工程表に基づいてご対応されているとのことですが、具体的な進捗状況についてご教示ください。下記、照会内容について既に書面で回答いただいた内容を元に、詳細をいただきたくお願いします。

参考：第2回専門調査会 参考資料1：検討項目に関する各府省からの回答
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kaikaku/dai2/sankou1.pdf>

a) ①ニーズの把握について・③利用拡大の範囲及び公益性の確保について
a-1) 現行で許可されている教育・研究目的以外に、統計データの二次的利用に対して、どのようなニーズが存在しているか把握されていますか。把握されている場合は、その具体的な内容とニーズの強さ（要望件数など定量的にわかるものがあれば）を教えてください。

総務省では、インターネットを通じて政府統計に対する意見募集を行うことにより、国民のニーズ等の把握に努めています。

これにより、平成22年10月末までに、451名の方々から553件の意見等が寄せられています。

このうち、統計データの二次的利用の要件拡大を求める意見は、研究や教育目的以外にも匿名データの提供を求めるものなど6件がありました。他方、一般国民が匿名データサービスと聞くとますます調査環境が難しくなるのではないかなど、統計データの二次的利用に対する懸念を訴えるものが1件ありました。

しかしながら、具体的な内容などについて、十分に把握できている訳ではないことから、今後、シンクタンクなど利用者の意見を幅広く把握することを予定しています。

(参考) 統計ニーズに係るアンケートの概要

1 概要

- ・ 統計ニーズを継続的に把握することを目的に平成 21 年 10 月から開始。現在も実施中。
- ・ 二次的利用に対する設問のほか、統計ニーズを把握するため、統計制度一般に対する不満、意見及び要望を受け付けている。
- ・ 受け付けた意見等については、定期的に総務省で内容別に「公表に関して」「二次利用に関して」など分類し取りまとめの上各府省に提供する。各府省は意見等を踏まえ、検討を行う。

2 受付窓口

- ・ 「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」のアンケート機能を活用して実施。URL は次のとおり。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/anktListView.do?method=init>

3 対応状況

- ・ 総務省は各府省の対応状況等について意見等の内容を取りまとめの上公表。URL は次のとおり。

<http://www.stat.go.jp/index/seido/anke-to.htm>

a-2) 統計データ利用への、問い合わせ状況を教えてください。件数、問い合わせ手段（書面、ネット経由など）、問い合わせ機関を教えてください。

統計データの提供実務は各府省において行われており、照会件数等について、総務省では取りまとめておりません。

なお、統計データの二次的利用についての各府省の問い合わせ窓口は、質問 A の 1) の回答に添付した別紙 1 のとおりです。

a-3) ビジネス目的への利用の拡大にあたって、用途および使用方法の規定について、検討されていますか。検討されている場合はその具体的な内容を教えてください。

統計データの二次的利用の拡大に向け、様々な課題について検討する必要があると考えております。このため、現在、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、有識者の意見を聴取しています。また、「統計データの有効活用に関する検討会議」を開催し、統計データの提供実務を担う各府省の意見を聴取しています。

今後、これらの検討を踏まえ、順次、二次的利用の拡大方策の具体化を進めていきたいと考えております。

b-1) 諸外国において、政府が保有する統計情報が提供されるデータのフォーマット、利用条件について、既に二次的利用が進んでいる事例にはどのようなものがありますか。

諸外国における統計データの二次的利用の事例については、最近の状況を包括的に把握してはおりません。このため、諸外国の事例を把握する調査研究の費用を来年度の政府予算案に計上しているところです。

例えば、現時点において我が国は採用していない「スワッピング」（調査対象の回答の一部を別の調査対象のものと入れ替える手法）や「ノイズ注入」（調査対象の回答を乱数や平均に置き換える手法）などの手法の導入状況について、把握することが必要であると考えております。

c) ④匿名データ提供の際の適正管理確保について・⑦匿名化技術の確立・検証
c-1) データの匿名化において必要とされる工程、期間、およびコストについて教えてください。

統計データの匿名化においては、匿名化に関する統計理論的な研究、個別の統計調査に応じた具体的な匿名化手法の検討、実際のデータファイルの加工といった工程が必要となります。

実際のデータファイルの加工については、平成 19 年の統計法改正において匿名データの作成・提供が規定されたことを受け、平成 20 年 1 月～12 月まで、局内にオーダーメイド集計と匿名データを作成するための専属の 4 名体制のチームを設け、さらにこのチームを補佐する各統計調査担当者 5 名を加えた体制を整備しました。そこで、具体的な匿名データファイルの作成、関連するドキュメントの整備、各種の検証等の作業を行いました。また、これと平行して、(独)統計センターにおいても、実際の匿名データ提供の準備を行いました。

平成 20 年 12 月に、統計法の規定に基づき統計委員会への諮問を行い、3 か月の審議の後、平成 21 年 3 月に答申を得て、平成 21 年 4 月より匿名データの提供を開始しました。

これに先立ち、統計局では、基礎的な研究に取り組んできたところであり、一橋大学や関連する分野の研究者の協力を得て、匿名化の手法に関する統計理論的な研究や具体的な匿名化手法の検討、試験的な匿名データの作成、ユーザーとの意見交換等の取組の蓄積を行ってきました。こういった蓄積を踏まえて、実際のデータファイルの加工の方法を決定したところです。

現在、統計局には二次的利用を専門的に扱う職員 2 名を措置し、(独)統計センターには二次的利用を扱う室を設置し、専門的に扱う職員 2 名を含め、室長以下 8 名の体制を組んで申出の受付、審査、データの提供等の事務を行っています。また、申出の事前相談への対応もあわせて行っています。

c-2) データの有用性を損なわない匿名化の方法について、現在どのような手法が用いられていますか。また、新たな手法を何か検討されていますか。もしあれば、検討の進捗状況を教えてください。

統計データの匿名化については、次のような手法がありますが、このうち、現在用いている手法は、①～⑤です。

- ① データ削除（識別可能となる危険性の特に高い情報を削除する処理）
- ② グルーピング（年齢を5歳区分とする、地域区分を統合するなどの処理）
- ③ ボトム・トップコーディング（年齢や収入などについて、〇〇以上などとまとめる処理）
- ④ リサンプリング（データを再抽出する処理）
- ⑤ 匿名データのリリースまでの一定期間の確保
- ⑥ スワッピング（調査対象の回答の一部を別の調査対象のものと入れ替える処理）
- ⑦ ノイズ注入（調査対象の回答の一部を乱数や平均値などと置き換える処理）

現在、総務省で提供を行っている匿名データについては、匿名データのリリースまでの期間の短縮、年齢階級のグルーピングの詳細化などについて検討を進めているところです。

なお、現時点では、スワッピングやノイズ注入の手法は採用されていませんが、今後、二次的利用の拡大の検討に当たり、これらの手法の導入について検討する必要があると考えております。

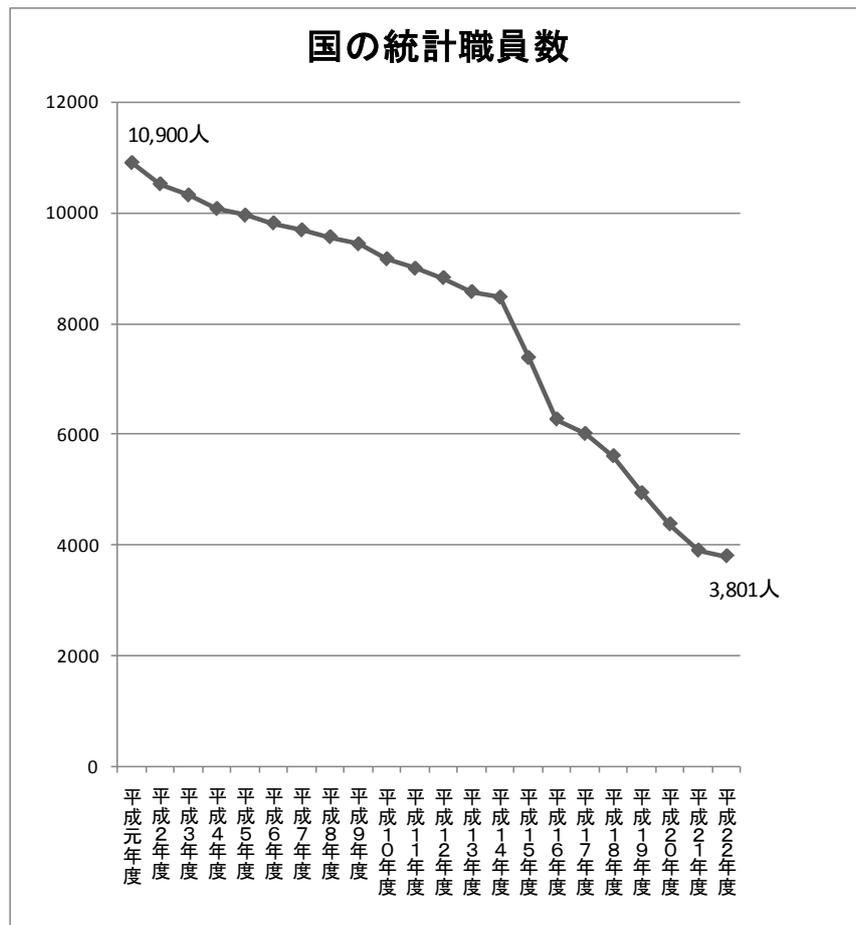
d) ⑤利用料金の設定について・⑥実地体制の人員・予算について

現行の利用料金は、統計法施行令においてオーダーメイド統計であれば、作成に要する時間1時間までごとに5,900円、出力結果に関しては、用紙1枚10円ほか光ディスク1枚につきサイズにより100円～120円という料金が制定されており、匿名データの提供に関しては、請求1件につき1,850円、匿名データの集合物1つにつき8,500円等といったように設定されています。

d-1) 現行の問い合わせに対しては、人員・予算の面で対応できていますか。

現在の二次的利用の対象となっている範囲内（匿名データ4統計調査、オーダーメイド集計13統計調査）では、今のところ、対応できていると承知しております。

一方で、政府統計職員の数、この20年間で約1/3に減少していることなどもあり、対象とする統計調査や利用の範囲が拡大すると、全ての依頼に対応することは難しいとの不安も各府省にはあると承知しております。



注) 統計業務を本務とする職員数について総務省政策統括官（統計基準担当）で取りまとめたもの

d) ⑤利用料金の設定について・⑥実地体制の人員・予算について

現行の利用料金は、統計法施行令においてオーダーメイド統計であれば、作成に要する時間1時間までごとに5,900円、出力結果に関しては、用紙1枚10円ほか光ディスク1枚につきサイズにより100円～120円という料金が制定されており、匿名データの提供に関しては、請求1件につき1,850円、匿名データの集合物1つにつき8,500円等といったように設定されています。

d-2) ビジネス活用など、活用を広げた際に変更が予想されるのはどのような点ですか。

統計データの二次的利用の拡大に向け、様々な課題について検討する必要があると考えております。このため、現在、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、有識者の意見を聴取しています。また、「統計データの有効活用に関する検討会議」を開催し、統計データの提供実務を担う各府省の意見を聴取しています。

今後、これらの検討を踏まえ、順次、二次的利用の拡大方策の具体化を進めていきたいと考えております。

例えば、二次的利用の拡大により、人員・運用体制、システム、セキュリティなどの見直しが必要になると想定され、これに応じた利用料金の見直しが必要になると考えております。

B. 国勢調査の統計データの二次的利用について

- 1) 国勢調査の統計データに関して、オーダーメイド集計による二次的利用に至るまで、どのような経緯で進められてきたのかご教示ください。（それぞれのプロセスにおける工程、人員、予算、調査データの加工、フォーマット化など）

国勢調査については、

- ・ 悉皆調査であり、全ての人がデータに含まれるため、匿名化にあたっては抽出調査とは異なる取組が必要となること
- ・ いったん「個別の情報が漏らされている」との風評が広がると、調査への回答拒否等、大きな影響が出るおそれがあること

から、二次的利用にあたっては、慎重な取組を行う必要があると考えています。現在、国勢調査については、抽出詳細集計データによるオーダーメイド集計の提供を行っているところです。

提供にあたっては、平成20年1月～12月まで、局内にオーダーメイド集計と匿名データを作成するための専属の4名体制のチームを設け、さらにこのチームを補佐する各統計調査担当者5名を加えた体制を整備しました。そこで、具体的な集計対象項目、集計可能な分類事項、地域区分、結果の表章方法等について検討を行いました。また、これと平行して、(独)統計センターにおいても、オーダーメイド集計の準備作業を行いました。

現在、統計局には二次的利用を専門的に扱う職員2名を措置し、(独)統計センターには二次的利用を扱う室を設置し、専門的に扱う職員2名を含め、室長以下8名の体制を組んで申出の受付、審査、データの提供等の事務を行っています。また、申出の事前相談への対応もあわせて行っています。

2) 国勢調査の統計データの二次的利用について、実施機関、年間あたりの件数など状況を教えてください。

国勢調査については、平成 21 年 4 月よりオーダーメイド集計のサービスを実施しており、この事務については、すべて統計センターに委託しています。

利用実績については、平成 21 年度が 4 件、平成 22 年度は 11 月末までで 6 件となっています。

3) 本年(平成22年)は国勢調査が実施されました。国勢調査をきっかけに、統計データおよびその二次的利用に関して何らかの取組みはなされましたか。また、その取組みによって何らかの変化はありましたか。

本年は、二次的利用制度の開始から1年経過したこともあり、学界と協力して、各種学会の機会、あるいはシンポジウムの開催等により、統計データの二次的利用に関する周知に努めました。また、10月に「労働力調査」「家計消費状況調査」、12月に「住宅・土地統計調査」「就業構造基本調査」「社会生活基本調査」のオーダーメイド集計を開始し、提供される統計調査の拡大を行いました。このような取組の結果として、オーダーメイド集計と匿名データの提供を併せた提供件数が平成21年度は24件であったことに対し、平成22年度は11月末までの時点で37件に増加するなどの変化が見られました。

また、電子政府構築の一環として、政府統計の総合窓口(e-stat)により、日本の政府統計全体に関する情報のワンストップサービスの推進も行っています(別紙2)。これまで各府省のウェブサイトごとに掲載されていた統計情報を集約し、統計局の統計に限らず全府省の統計を対象に、インターネットを通じて誰でも無料でダウンロードできるサービスに取り組んでいるところです。ユーザーの意見も取り入れて使いやすさの改善にも努めており、約76万の統計表を収録、年間3千万件のアクセスがあるところです(平成21年度)。

平成22年国勢調査においては、近年のプライバシー意識や個人情報保護意識の高まり、調査環境の悪化に対応するため、調査に当たって、

- ・ 個人情報が厳格に保護されること
- ・ 回答いただいた内容は、統計の作成・分析の目的にのみ使用され、統計以外の目的に使われることは一切ないこと

を周知し、調査に回答いただけるよう努めました。

インターネットで 統計がこながる

政府統計共同利用システムのご案内



政府統計の総合窓口 **e-Stat**

<http://e-stat.go.jp>

政府統計の 総合窓口

e-Stat

“e-Stat”とは、政府が作成、公表する統計(Statistics)に関する幅広い分野の情報提供のワンストップサービスを実現するためのインターネット上の総合窓口(ポータルサイト)です。このサイトには、「統計データを探す」、「地図や図表で見る」、「調査項目を調べる」、「統計データ新着情報・公表予定」など、学習、ビジネス、研究などに活用する上で便利な機能が備わっています。統計データとして約76万表が登録されており、アクセス数は約3000万件と多くの人に利用されています(平成21年度)。



	平成20年度	平成21年度
統計表登録数(累計)	53万表	76万表
統計表アクセス数	1453万件	2954万件

e-Stat

<http://e-stat.go.jp>



NEW 統計データ新着情報(一覧表示画面へ)

■ 公表予定(一覧表示画面へ)

統計データを探す

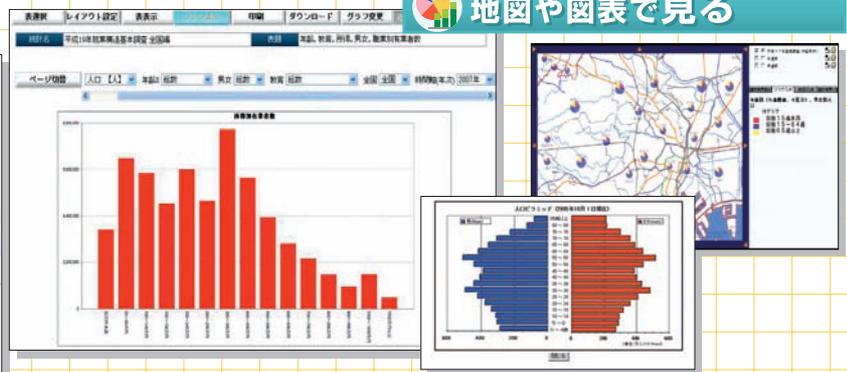
主要な統計から探す

1 主要な統計から探す(統計分野表示)

主要な統計(統計種別)とは、統計法により定められた、国勢調査によって作成される国勢統計、国勢調査統計(人口などの行動動向が作成する重要な統計です。統計表をダウンロードし、種別統計名(調査年等)の一覧を表示します。

- 人口・世帯**
 - 人口動態調査
 - 世帯調査
 - 国勢調査
- 労働・賃金**
 - 労働力調査
 - 就業構造基本調査
 - 就業構造基本調査(地域別)
 - 毎月勤労統計調査
 - 就業構造基本調査(地域別)
 - 就業構造基本調査
- 農林水産業**
 - 農林水産統計調査
 - 農林水産統計調査
 - 農林水産統計調査
 - 農林水産統計調査
 - 農林水産統計調査
 - 農林水産統計調査
- 鉱工業**
 - 製造業生産統計調査
 - 工業統計調査
 - 建設業生産統計調査
 - 建設業生産統計調査
 - 建設業生産統計調査
 - 建設業生産統計調査
- 企業・家計・経済**
 - 国勢調査
 - 企業家計調査
 - 個人消費調査
 - 家計調査
 - 企業家計調査
 - 個人消費調査
 - 家計調査
 - 企業家計調査
 - 個人消費調査
 - 家計調査
- 住宅・土地・建設**
 - 住宅・土地・建設
 - 住宅・土地・建設
 - 住宅・土地・建設
 - 住宅・土地・建設
- エネルギー・水**
 - エネルギー・水
 - エネルギー・水
 - エネルギー・水
- 運輸・観光**
 - 運輸・観光
 - 運輸・観光
 - 運輸・観光
- 教育・文化・スポーツ・生活**
 - 教育・文化・スポーツ・生活
 - 教育・文化・スポーツ・生活
 - 教育・文化・スポーツ・生活
- 行財政**
 - 行財政
 - 行財政
 - 行財政
- 社会保障・衛生**
 - 社会保障・衛生
 - 社会保障・衛生
 - 社会保障・衛生

地図や図表で見る



様々な方法で政府統計のデータを検索・閲覧・加工などすることができます。



【その他】

- 統計制度を知る
- 統計を学ぶ
- 統計サイト検索・リンク集
- 統計データ新着情報・公表予定
- 調査項目を調べる

POINT

- ワンストップサービスの実現で、e-Statに掲載された各府省等の統計情報の検索・閲覧・加工やダウンロードが可能に!
- 地理情報システム(GIS)を活用して、国勢調査等の統計データを地図の上で見られます!

追加質問事項に対する回答

統計法の逐条解説によれば、オーダーメイド統計および匿名データについて下記のことが制限の理由とされています。

・ オーダーメイド集計（法 34 条）

「調査票情報に係る秘密保護について配慮された方法である」としながらも「しかし、そのような利用形態であっても、目的のいかんを問わず応ずることは、調査票情報の利用について国民に不安を与える可能性が否定できない」

・ 匿名データの方（法 36 条）

「秘密保護のための措置が施されているものではあっても、集計された統計ではないことから、統計制度に対する国民の不安を招かないようにするためには、調査票情報に準じた配慮が必要と考えられる」

このことから、下記質問いたします。

- (1) ここで取り上げられている「国民の不安」とは、具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。

政府の統計調査は、統計法の定めるところにより、調査票情報の目的外利用の禁止や秘密の保護を前提として実施されています。そして、その前提を基に、報告者の理解と信頼の上に成り立つものとなっています。

統計データの二次的利用は、一定の匿名化処理の下に行われていますが、そのデータの中には、生活や企業運営の実態など赤裸々な個々の回答情報が含まれています。仮に、これらのデータが無制限に利用・提供されれば、個人や企業の秘密が明らかになってしまうのではないかと、回答した内容が意図に反して利用されるのではないかと、という不安を調査対象者が抱くことが懸念されます。

この中でも、個人情報や企業情報が、自らと利害関係がある者など自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡るリスクにさらされることについて、特に不安を感じるものと考えられます。

(2) こうした不安は、学術研究目的や高等教育目的では生じないが、他の利用目的では生じるとお考えでしょうか。また、その理由は何でしょうか。

学術研究目的や高等教育目的での利用においても、漠然とした不安は生じると考えられますが、これらの目的に限定するのであれば、個人情報や企業情報が、自らと利害関係がある者など自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡るリスクが小さいと考えられること、また、これまでの試験的な取組において問題が生じなかったことなどから、特段の問題は生じないものと判断しています。

一方、ビジネス等に用いた場合、学術研究目的等における活用と比べ、自らに一定の影響を与える可能性のある者に渡るリスクにさらされるのではないかという不安を感じる度合いは高くなると考えられます。

そこで、ビジネス等の利用目的に拡大した場合のリスクや不安の増大が統計調査に対する理解と信頼に対して与える影響について、十分に見極めることが重要な課題であると考えております。

このようなことから、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催して有識者の意見を聴取したり、「統計データの有効活用に関する検討会議」を開催して統計調査の実務を担う各府省の意見を聴取したりしながら、これらのことを含めて検討を進め、二次的利用の拡大方策を具体化していきたいと考えております。

(3) こうした不安は、統計データの二次的利用を、オーダーメイド統計と匿名データ利用に限定することでは生じないが、他の形態による利用では生じるとお考えでしょうか。また、その理由は何でしょうか。

調査票情報における秘密の保護を前提とした統計データの二次的利用の方法については、オーダーメイド集計及び匿名データの提供によるもの以外の形態は想定できなかったことから、これらの方法を制度化したところです。

統計データの二次的利用について

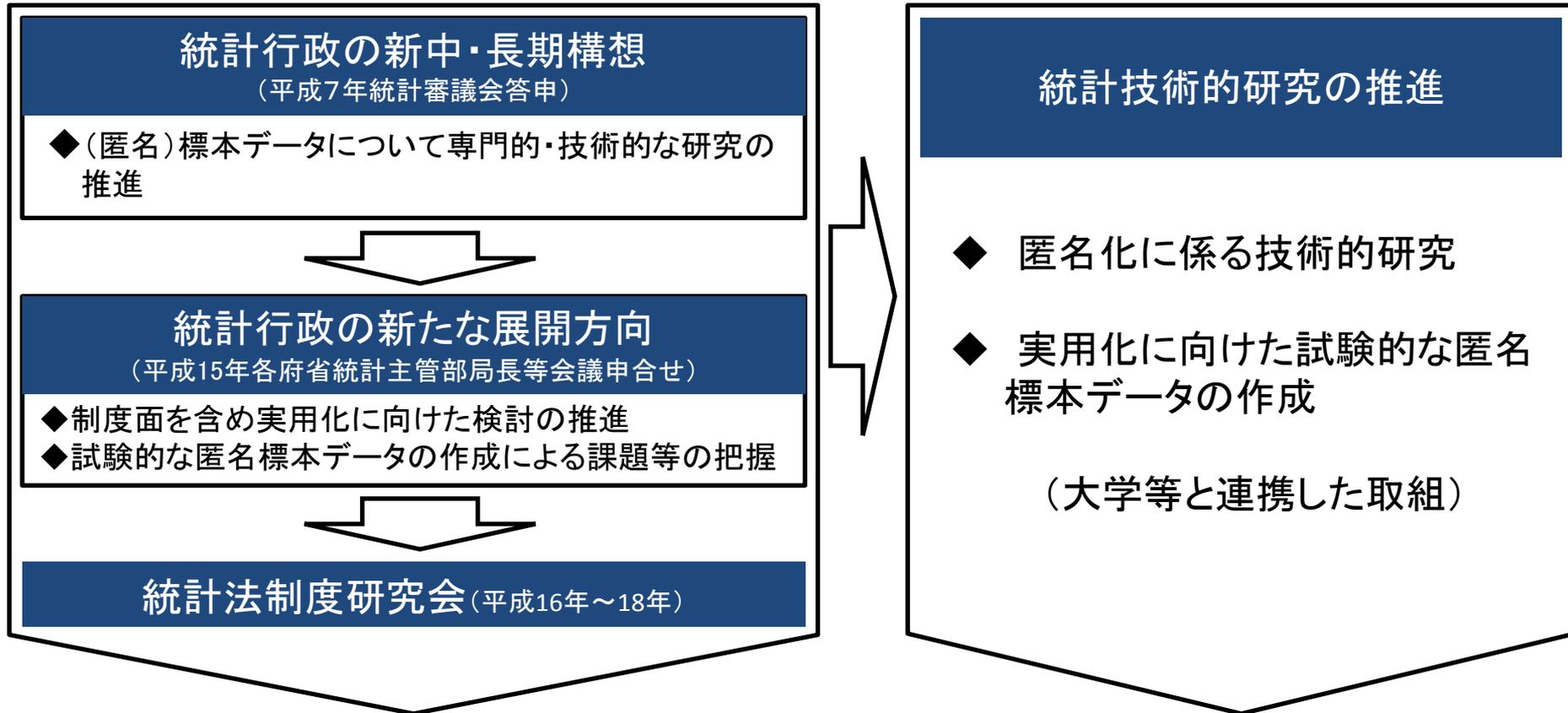
- ◇ 二次的利用開始までの経緯
- ◇ 二次的利用の制度の概要
- ◇ 二次的利用の拡大を目指して
- ◇ 二次的利用の拡大に向けた課題

- (参考1) 統計法(抄)
- (参考2) 統計法施行規則(抄)
- (参考3) 基本理念

平成22年12月28日
総務省政策統括官
(統計基準担当)

二次的利用開始までの経緯

統計データの二次的利用については、慎重に検討を進めて現行制度を創設



統計法の全部改正 (平成19年)

統計法施行令(政令)、統計法施行規則(総務省令)の制定 (平成20年)

オーダーメイド集計、匿名データの提供の制度の開始

<改正統計法の全面施行(平成21年4月)>

二次的利用の制度の概要

新統計法の全面施行に伴い、平成21年4月1日より新たにスタート

オーダーメイド集計

- ◆ 学術研究等を目的とする場合、実費を勘案した手数料の納付を受け、統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成を行い、提供することができる制度

匿名データの作成・提供

- ◆ 統計調査に係る調査票情報を加工して、特定の個人又は法人等の識別ができないように「匿名データ」を作成
- ◆ 学術研究等を目的とする場合、実費を勘案した手数料の納付を受け、匿名データを提供することができる制度

二次的利用の拡大を目指して

行政機関の保有情報の活用に対するニーズの高まり

新たな情報通信技術戦略(5月)

統計委員会の調査審議
(平成21年統計法施行状況)(9月)

2010年度経団連要望(10月)

二次的利用対象統計調査の拡大

制度の見直しの検討

さらなる利用拡大のため、「新たな情報通信戦略
工程表」にも沿いつつ検討を推進

- ◇ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」(有識者)
- ◇ 「統計データの有効活用に関する検討会議」(各府省)
及びワーキンググループ(各府省)

二次的利用の拡大に向けた課題

◇ ニーズの把握、諸外国の制度の実態把握

⇒ 諸外国の状況に関する調査研究(来年度予算の確保)、ヒアリングの実施

◇ 利用拡大の範囲の在り方

⇒ データ・スペックの細分化(学術用と一般用)、オーダーメイド集計結果の取り扱い(公表の在り方)などについて検討

◇ 匿名化技術の確立・検証

⇒ 現在採用していない「スワッピング」、「ノイズ注入」などの手法の導入について、大学等と連携して実証的に検証

◇ 提供者側の人員・予算の確保及び実施体制の在り方

⇒ 利用ニーズを踏まえた予算・定員の確保、提供システムの在り方などについて検討

◇ 匿名データの提供先におけるデータの適正管理の在り方

⇒ 統計調査に対する信頼性及びデータ利用者の利便性の両観点から、データの適正管理要件について検討

◇ 国民の理解増進

⇒ 統計データの二次的利用は、生活や会社運営の実態など赤裸々な内容を含む個々の調査票情報を用いて行われるもの。回答した内容が漏れるのではないか、意図に反して利用されるのではないかなどの不安を調査対象者に与えることのないよう、あらゆる機会を通じて、十分に理解の増進を図っていくことが必要。

◇ 利用料金の設定の在り方

⇒ 「利用者に応じた料金設定の是非」、「利用目的に応じた料金設定の是非」、「広く提供する場合、当該情報の無償化の是非」、「成果の社会還元(公表)に応じた料金設定の是非」などについて検討

参考1 統計法(抄)

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(…略…)に納めなければならない。
2～4(略)

参考1 統計法(抄)【続き】

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2～3 (略)

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 (略)

二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 (略)

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 (略)

2 (…略…) 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から(…略…) 当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、(…略…) 当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

参考2 統計法施行規則(抄)

(委託による統計の作成等を行うことができる場合)

第十条 法第三十四条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 統計成果物を学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ロ 統計成果物を用いて行った教育内容が公表されること。

(匿名データの提供を行うことができる場合)

第十五条 法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 匿名データを統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。
- 二 匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。
- 二 高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
 - イ 前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。
 - ロ 匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。
 - ハ 匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

参考2 統計法施行規則(抄) 【続き】

- 三 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であつて次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合
- イ 匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。
 - ロ 提供依頼申出者(法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条において準用する第十一条から第十三条までにおいて同じ。)が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。
 - (1) イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等(外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること(以下「国際比較統計等の提供」という。)を目的とするものであること。
 - (2) 二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報(これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。)の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。
 - ハ 次に掲げる提供依頼申出者の区分に応じ、それぞれ次に定める内容が公表されること。
 - (1) 我が国が加盟している国際機関 匿名データを用いて行った国際比較の結果
 - (2) 我が国が加盟している国際機関以外の者 匿名データを用いて行った国際比較統計等の提供の状況
- ニ 第一号ニに掲げる要件に該当すること。

参考3 基本理念(統計法(抄))

(基本理念)

- 第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。
- 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。
 - 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。
 - 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

経済産業省からの回答

(1) 貴省が提供されている統計データの概要（データの種類、総数、二次的利用の対象となっているデータの割合、提供する方法、フォーマット及びデータ形式など）および利用状況（ダウンロード数、利用機関など）を教えてください。

当省の統計データについては、今年度内にオーダーメイド集計の受付を開始する方向で、現在、準備を進めているところです。

なお、当省ホームページ上でご覧いただける統計は別紙1の通りです。

経済産業省所管全統計一覧

経済産業省において公表している統計

- | | | | |
|---------|----------|---------------|---------|
| ■ 指数 | ■ 鉱工業 | ■ 商業 | ■ サービス業 |
| ■ 企業 | ■ 価格 | ■ 設備投資 | ■ 工場立地 |
| ■ 環境 | ■ IT関連 | ■ エネルギー消費 | ■ 石油 |
| ■ 産業連関表 | ■ 経済センサス | ■ 現在実施していない統計 | |

外局において公表している統計

- | | | | |
|------------|-------------|---------|-------|
| ■ 資源エネルギー庁 | ■ 原子力安全・保安院 | ■ 中小企業庁 | ■ 特許庁 |
|------------|-------------|---------|-------|

経済産業省において公表している統計

分野	統計名	区分	周期
指数	鉱工業指数 (鉱工業生産・出荷・在庫指数、稼働率・生産能力指数、製造工業生産予測指数)	加工統計	月
	(参考) 製造工業生産予測調査	一般統計	月
	鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表	加工統計	月
	第3次産業活動指数	加工統計	月
	(試算値) 第3次産業活動能力・稼働率指数	加工統計	四半期
	全産業活動指数、全産業供給指数	加工統計	月
鉱工業	工業統計調査	基幹統計	年
	経済産業省生産動態統計 (鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計、化学工業統計、機械統計、窯業・建材統計、繊維・生活用品統計、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計、資源・エネルギー統計)	基幹統計	月
	鉄鋼需給動態統計調査	一般統計	月
	鉄鋼生産内訳月報	一般統計	月
	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査	一般統計	3年
	機能性化学品動向調査	一般統計	四半期
	バイオ産業創造基礎調査	一般統計	年
	砕石等動態統計調査	一般統計	四半期
	生コンクリート流通統計調査	一般統計	四半期
	建設機械動向調査	一般統計	2年
	金属加工統計調査	一般統計	月
	繊維流通統計調査	一般統計	月
	革需給動態統計調査	一般統計	月
	本邦鉱業のすう勢調査	一般統計	5年(※1)
	石油統計速報(速報のみ)	特殊(※2)	月
商業	商業統計	基幹統計	5年
	商業動態統計調査	基幹統計	月
	家庭電気製品の量販店月次販売統計調査	一般統計	月
サービス業	特定サービス産業実態統計	基幹統計	年
	特定サービス産業動態統計調査 (特定サービス産業動態売上高指数含む)	一般統計	月
企業	経済産業省企業活動基本統計	基幹統計	年
	情報通信業基本調査	一般統計	年
	外資系企業動向調査	一般統計	年

	海外事業活動基本調査	一般統計	年
	海外現地法人四半期調査	一般統計	四半期
	消費者向け電子商取引実態調査	一般統計	
価格	産業の中間投入に係る内外価格調査	加工統計	年
設備投資	経済産業省企業金融調査 (旧: 経済産業省設備投資調査)	一般統計	年
工場立地	工場立地動向調査	一般統計	半年
環境	公害防止設備投資調査	一般統計	年
	水質汚濁物質排出量総合調査 (環境省へ移動します)	一般統計	年
	容器包装利用・製造等実態調査	一般統計	年
IT関連	情報処理実態調査	一般統計	年
エネルギー	経済産業省特定業種石油等消費統計	基幹統計	月
産業連関表	延長産業連関表	加工統計	年
	簡易延長産業連関表	加工統計	年
	地域間産業連関表	加工統計	5年
	国際産業連関表	加工統計	不定期
	(参考) 鉱工業投入調査	一般統計	5年
	(参考) 商品流通調査	一般統計	5年
	(参考) 資本財販売先調査	一般統計	5年
経済構造統計	経済センサス活動調査	基幹統計	5年
現在実施していない統計	特定機械設備統計調査	—	不定期
	商工業実態基本統計	—	5年
	石油等消費構造統計	—	年
分野	統計名	区分	周期

(※1) 平成17年までは毎年調査。今後は経済センサスと同実施の予定。

(※2) 統計ユーザーの利便性の向上のため、経済産業省生産動態統計(資源・エネルギー分野)、石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査の速報値を、「石油統計速報」という名称で一つにまとめて公表。(「石油統計」という基幹、一般、業務若しくは加工統計が存在するわけではありません。) なお、各統計の確報値については、資源・エネルギー統計確報及び確報の「石油」部分を参照。

■ 外局において公表している統計

統計名	区分	周期	
資源 エネルギー庁	総合エネルギー統計	加工統計	年
	エネルギー消費統計(仮称)のための試験調査	一般統計	1回限り
	石油統計速報(速報のみ)	特殊(※2)	月
	石油製品需給動態統計(※3)	基幹統計	月
	石油輸入調査	一般統計	月
	石油設備調査	一般統計	2年
	灯油及びプロパンガス消費実態調査	一般統計	2年
	埋蔵鉱量統計	基幹統計	5年
	非鉄金属等需給動態統計調査	一般統計	月
	貴金属流通統計調査	一般統計	月
	非鉄金属海外鉱等受入調査	一般統計	月
	レアメタル生産動態統計調査	一般統計	月
	電力需要調査	一般統計	四半期
	電力調査統計	業務統計	月
	ガス事業生産動態統計	基幹統計	月
	石油備蓄の現況	業務統計	月
	LPガス備蓄の現況	業務統計	月
原子力安全	電気保安統計	業務統計	年

・保安院	鉱山保安統計月報	業務統計	月
中小企業庁	中小企業実態基本調査	一般統計	年
	規模別製造工業生産指数（中小企業製造工業生産指数）	加工統計	月
	規模別輸出額・輸入額	加工統計	月
	規模別国内企業物価指数（規模別国内CGPI）	加工統計	月
	倒産の状況	加工統計	月
	信用保証協会の業務状況	加工統計	月
	中小企業の企業数・事業所数	加工統計	5年
	下請中小企業短期動向調査	一般統計	(※4)
	中小企業の経営指標（中小企業経営調査）	一般統計	(※4)
	中小商業・サービス業設備投資動向調査	一般統計	(※4)
特許庁	知的財産活動調査	一般統計	年
	特許行政年次報告書	業務統計	年
	重点8分野の特許出願状況	業務統計	年
統計名		区分	周期

(※3) 本調査の結果は、速報値については石油統計速報にて、確報値については資源・エネルギー統計確報及び年報の「石油」部分にて公表。

(※4) 現在は作成していない。

(2)平成20年に貴省が「経済産業統計の利活用促進に関する研究会」でまとめられた事例集によれば、オーダーメイド統計及び匿名データの利用意向が示されていますが、この中で特に教育・研究以外の利用に対する要望の大きかったもの、それによる利活用が見込める項目はどのようなものがあったでしょうか。

当省では、平成19年度に「経済産業統計の利活用促進に関する研究会」を開催し、業界団体、マスコミ、シンクタンク、その他の企業、一般個人等を対象に、「経済産業統計の利活用促進に関する意識調査」を行いました。

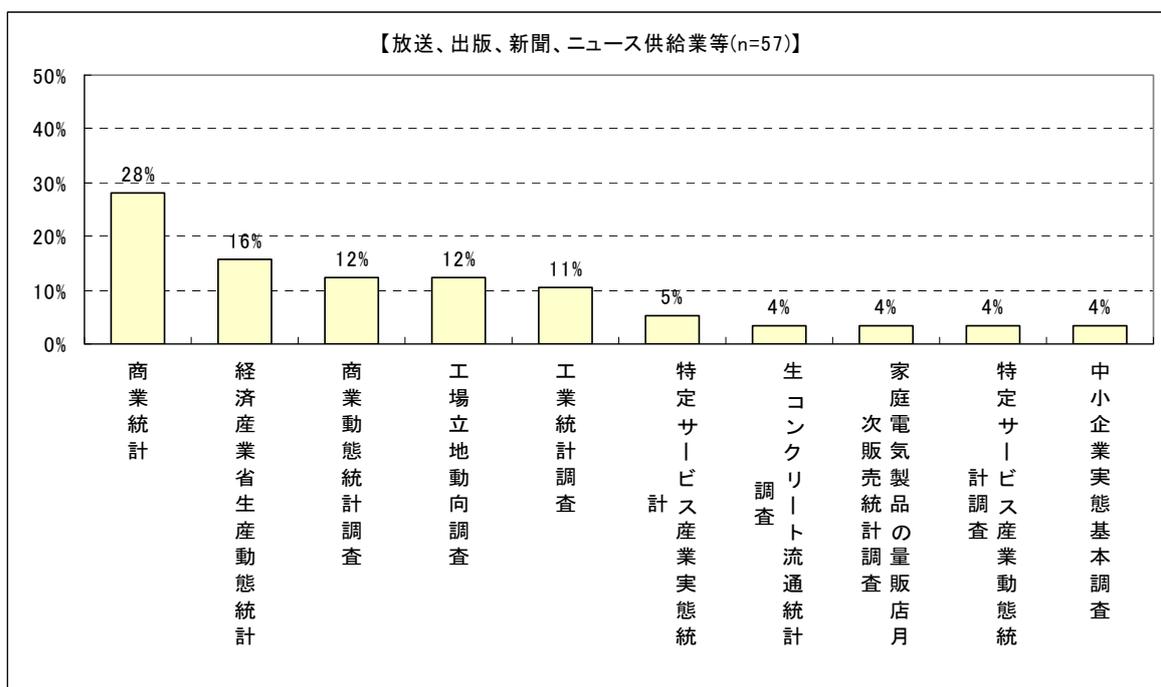
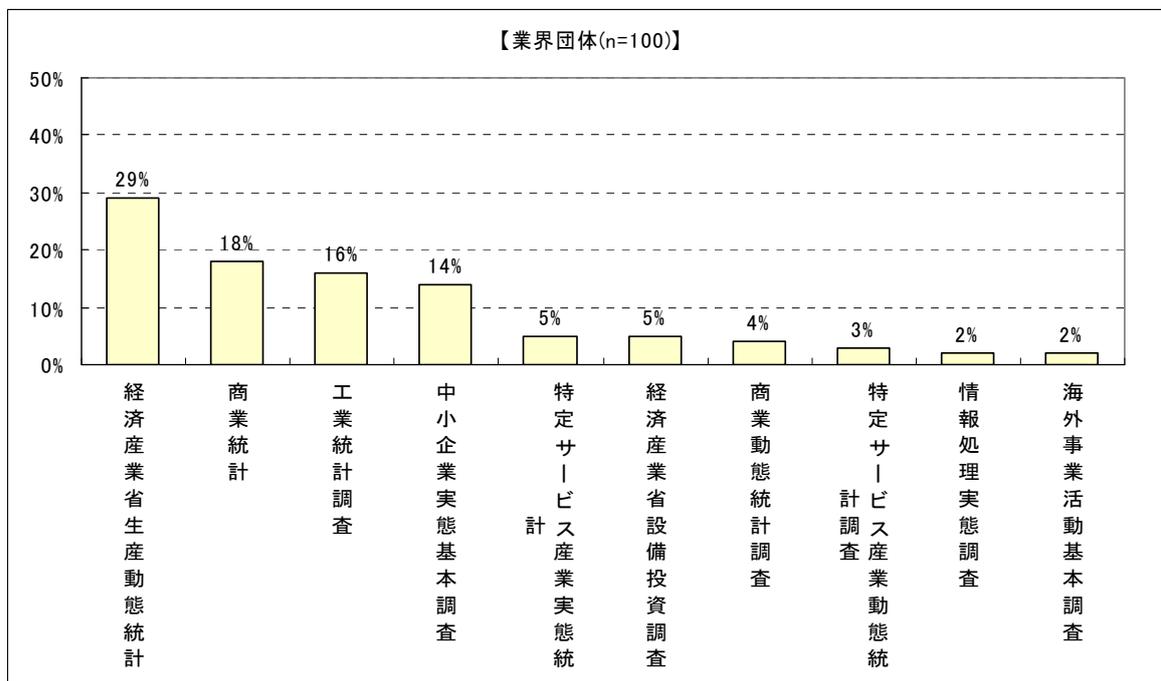
本調査によれば、オーダーメイド集計及び匿名データに関し、特に教育・研究以外の目的での利用に対する要望が大きかったものについては、以下のような結果となっています。

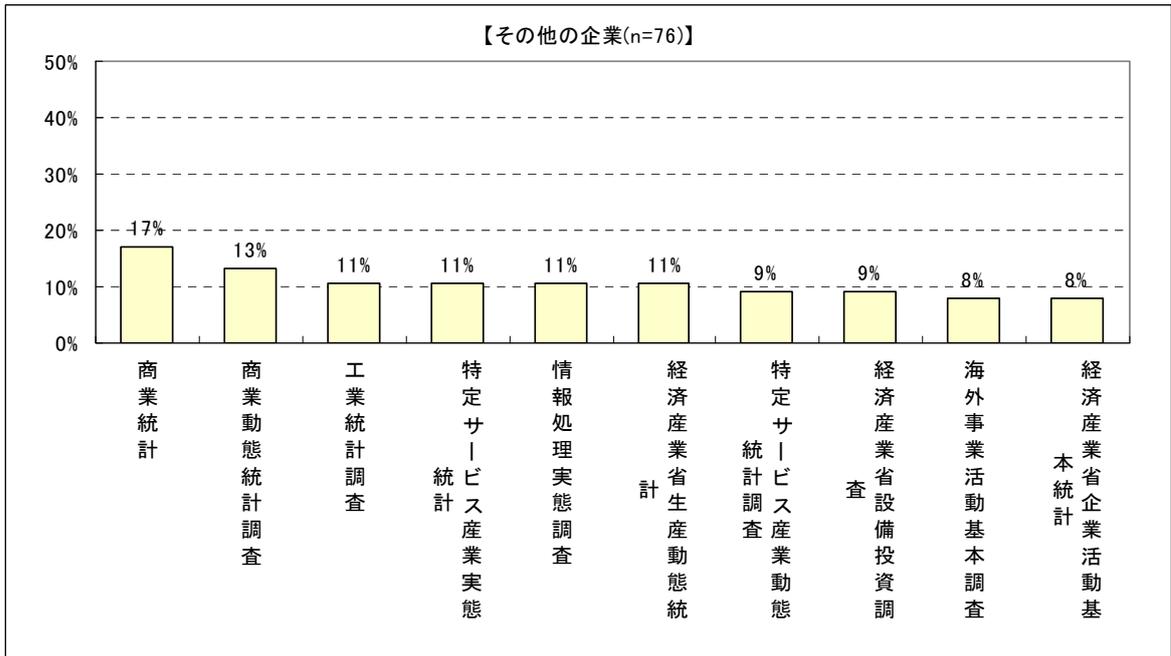
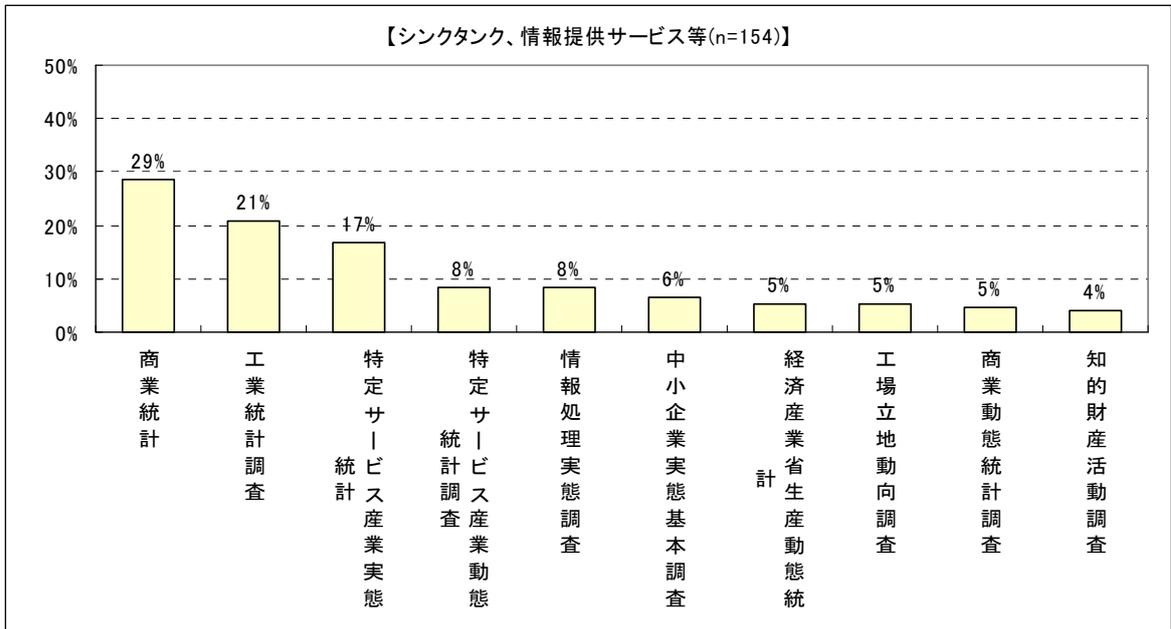
- ・ 業界団体、シンクタンク、マスコミ及びその他の企業では、主として「(教育・研究以外の)業務上の目的」で利用することが想定されるが、商業統計、経済産業省生産動態統計、商業動態統計等について二次的利用への要望が多かった。
- ・ 一般個人では、「(教育・研究以外の)業務上の目的」で二次的利用の要望が多かったのは、情報処理実態調査、商業統計、特定サービス産業実態統計等であった。

なお、これらの統計における調査項目ごとの利活用ニーズについては調査を行っておりませんが、利活用の目的については、以下のような結果となりました。

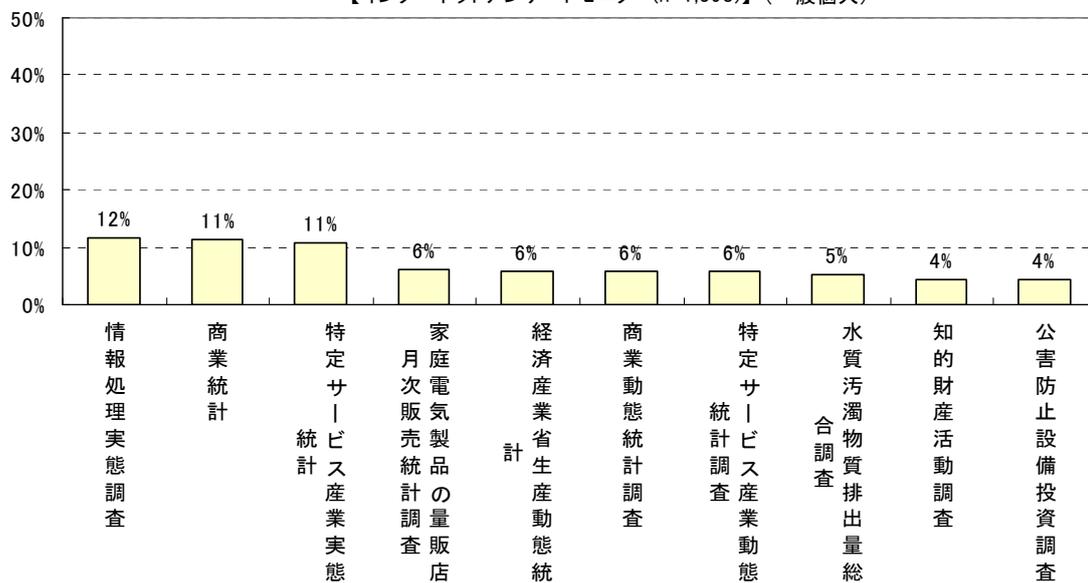
- ・ 業界団体では「業界の動向把握」や「市場動向の把握」、「会員向け広報資料・研究資料等」、マスコミでは「統計結果の公表に関する報道記事や番組」、シンクタンクでは「調査・研究、コンサルティング資料等」、その他企業では「自社と同じ業界の動向把握」「市場動向の把握」「一般的な経済状況の把握」が、二次的利用目的の上位を占めた。
- ・ 一般個人では、「業務上の目的(経済動向等の知識、情報として)」「私的な関心・興味(経済動向等の知識、情報として)」等の回答数が多かった。

(参考1) オーダーメイド集計として利活用したい統計

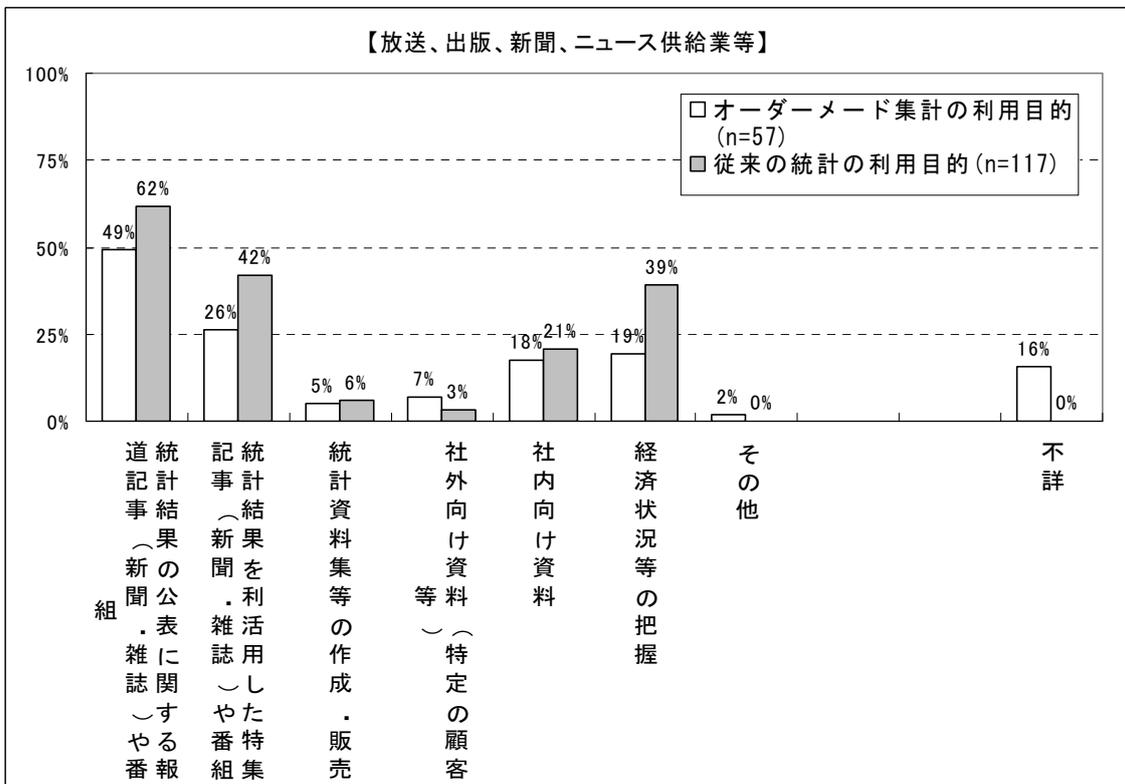
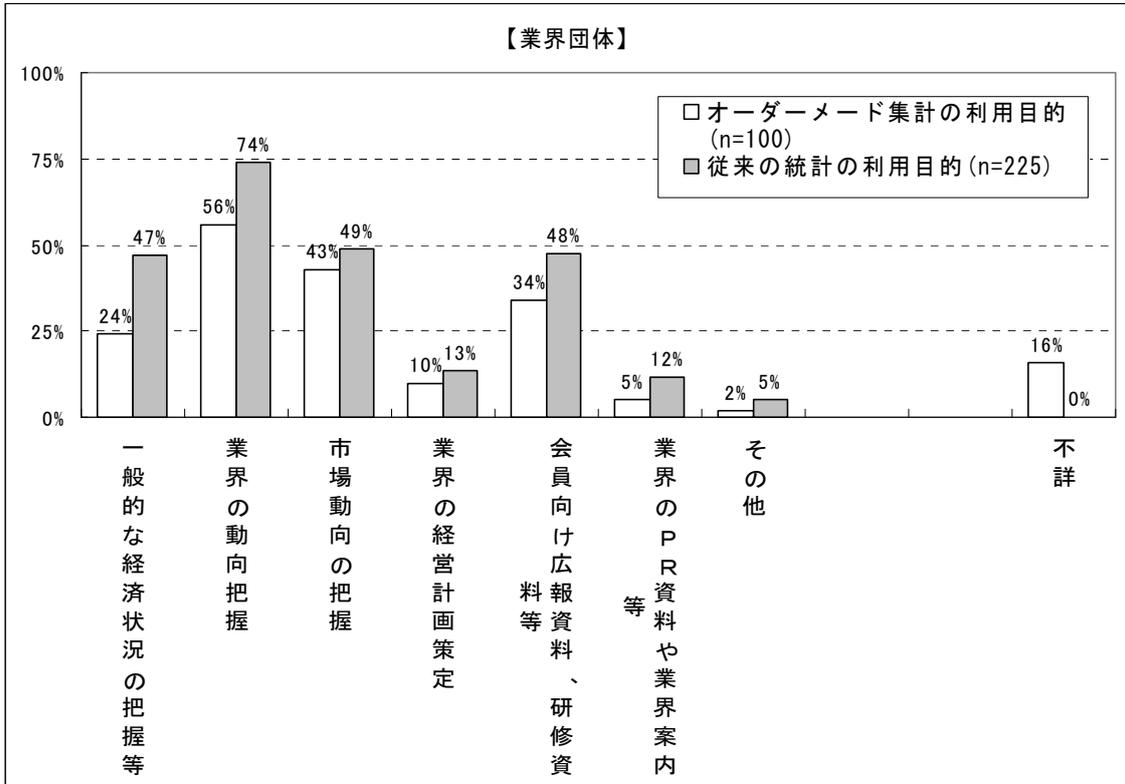


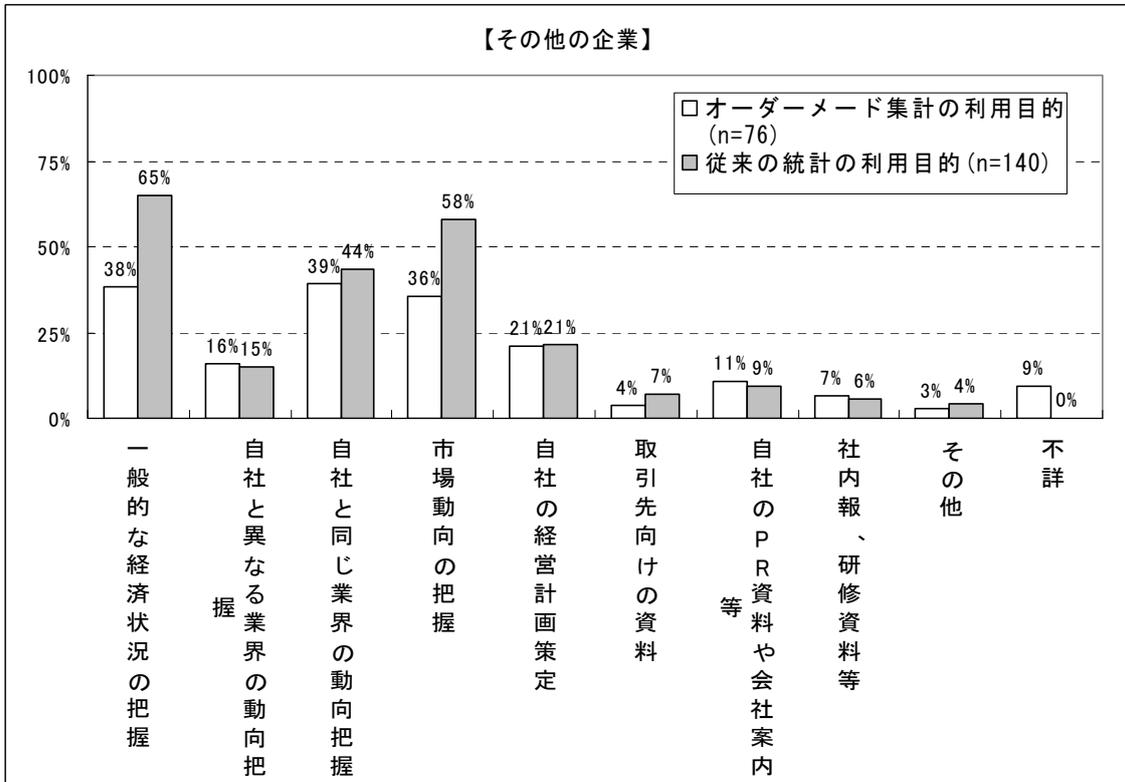
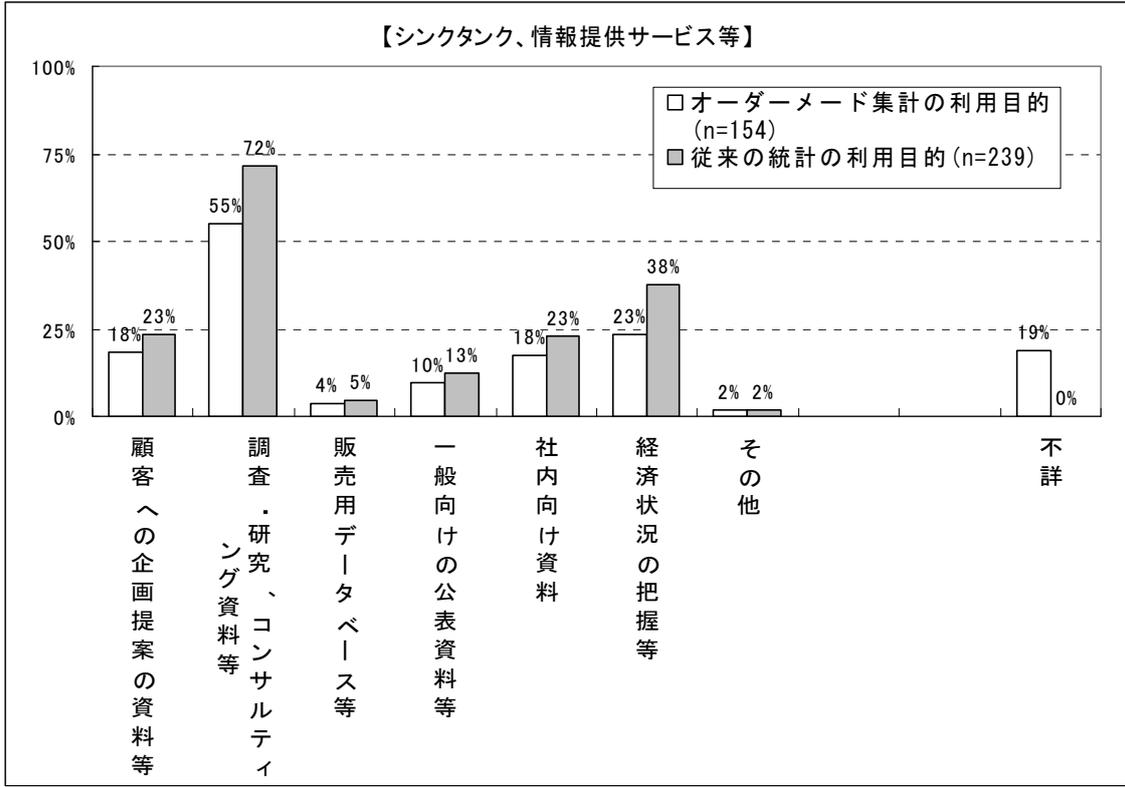


【インターネットアンケートモニター(n=1,398)】(一般個人)

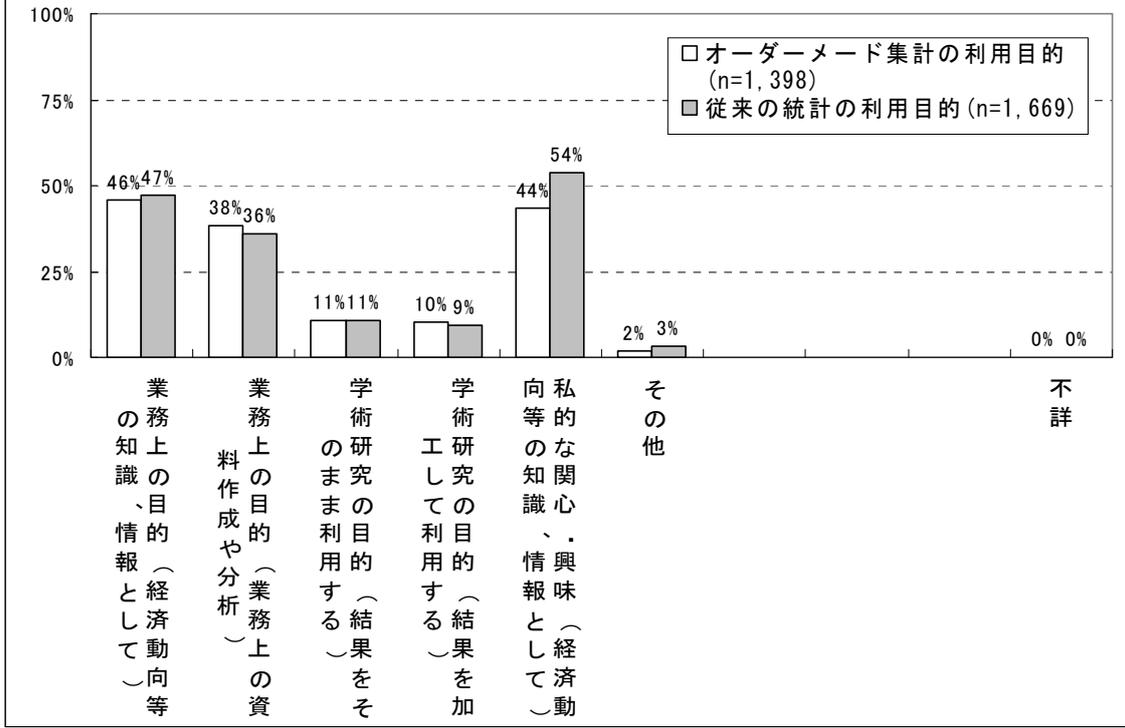


(参考2) オーダーメイド集計の利活用目的

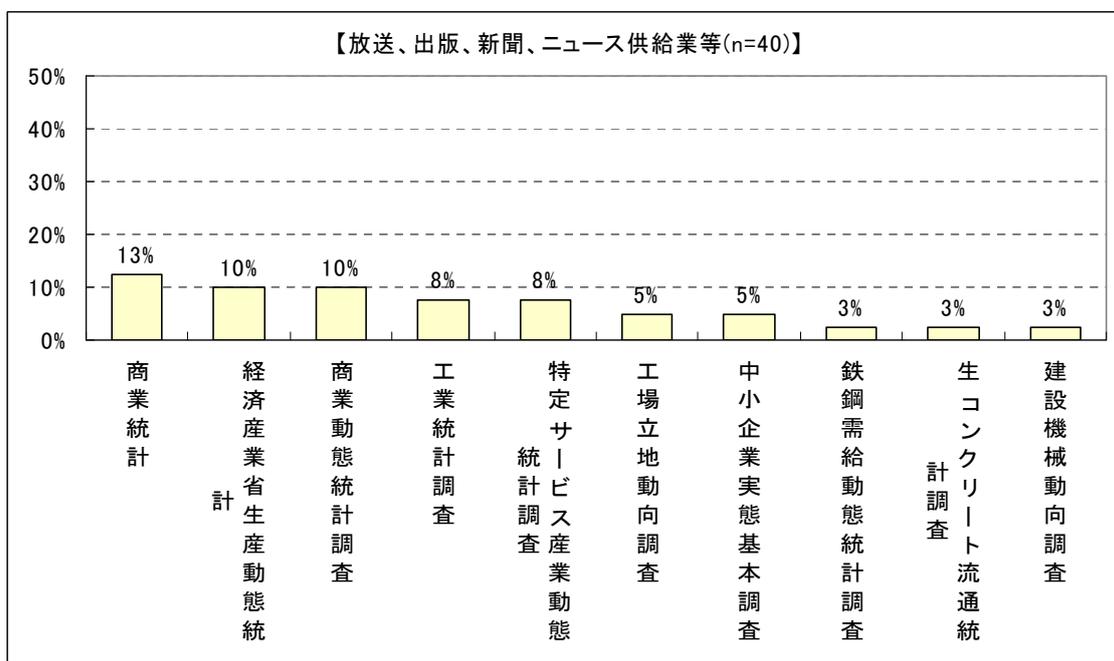
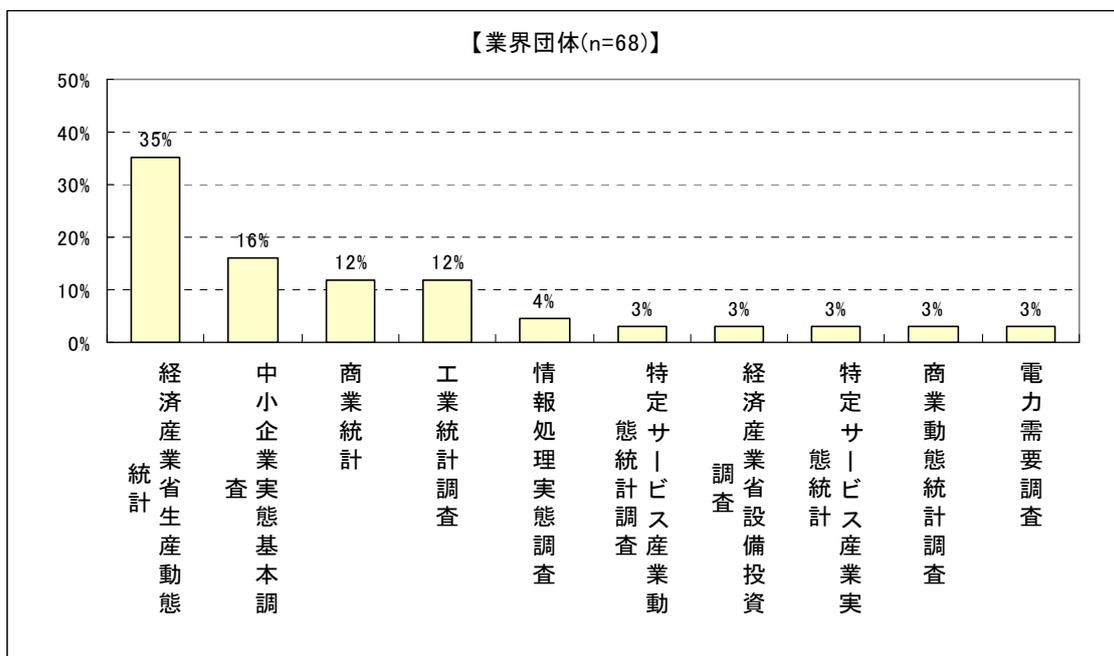


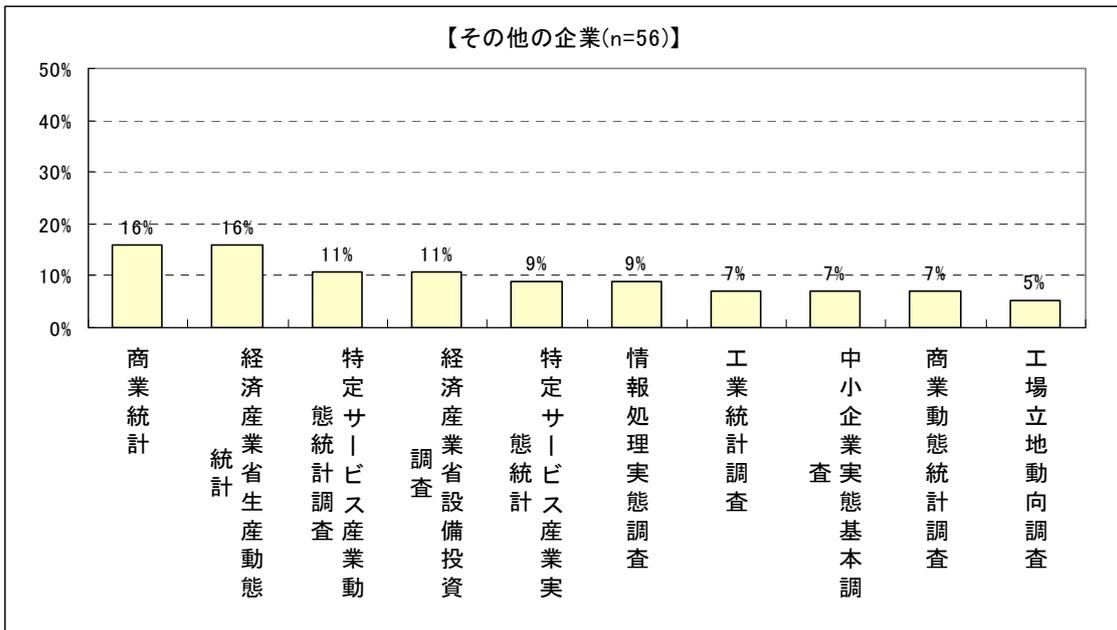
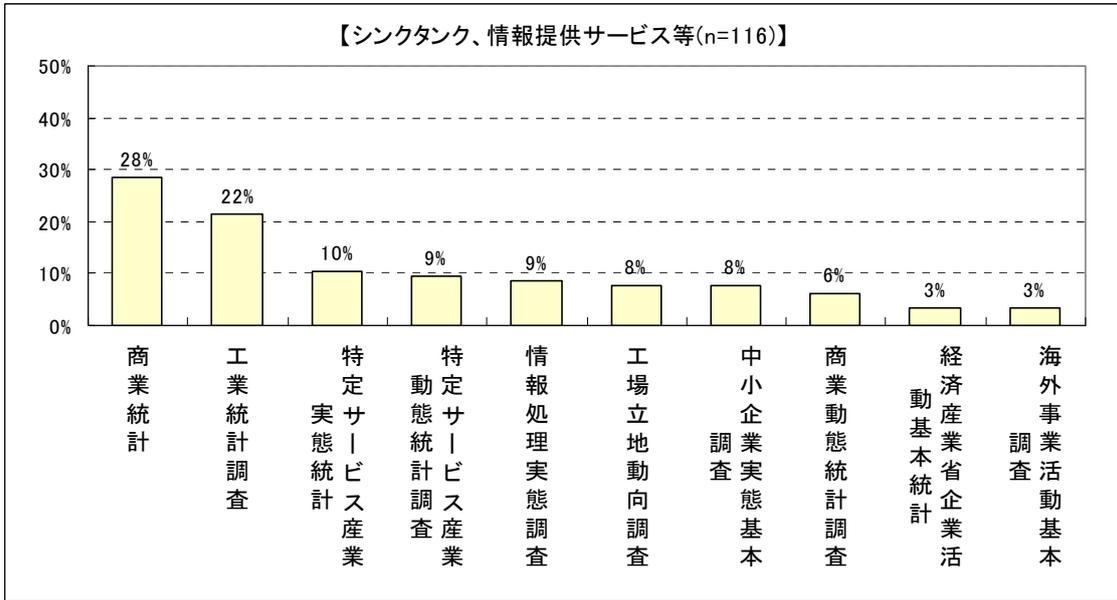


【インターネットアンケートモニター】（一般個人）

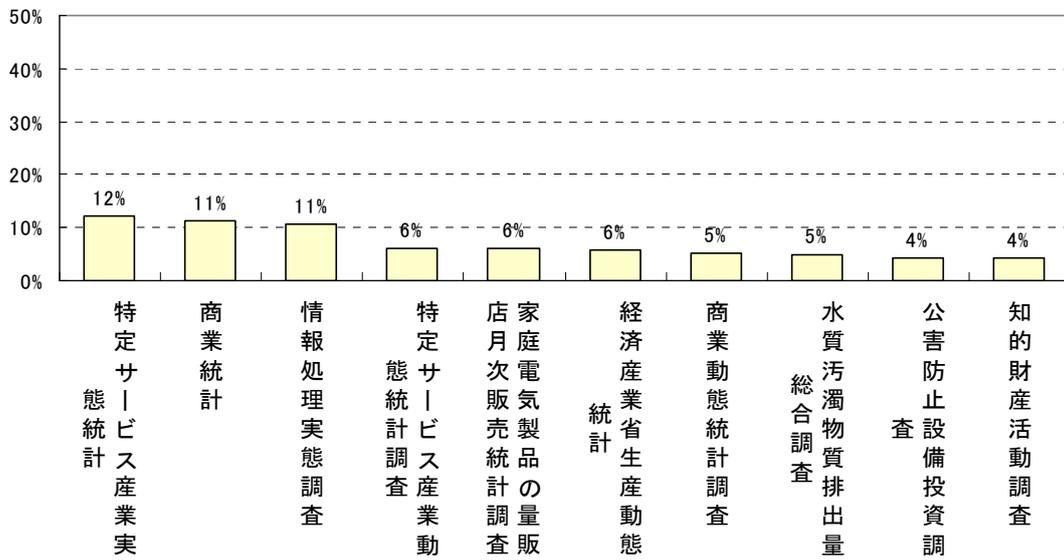


(参考3) 匿名データを活用したい統計

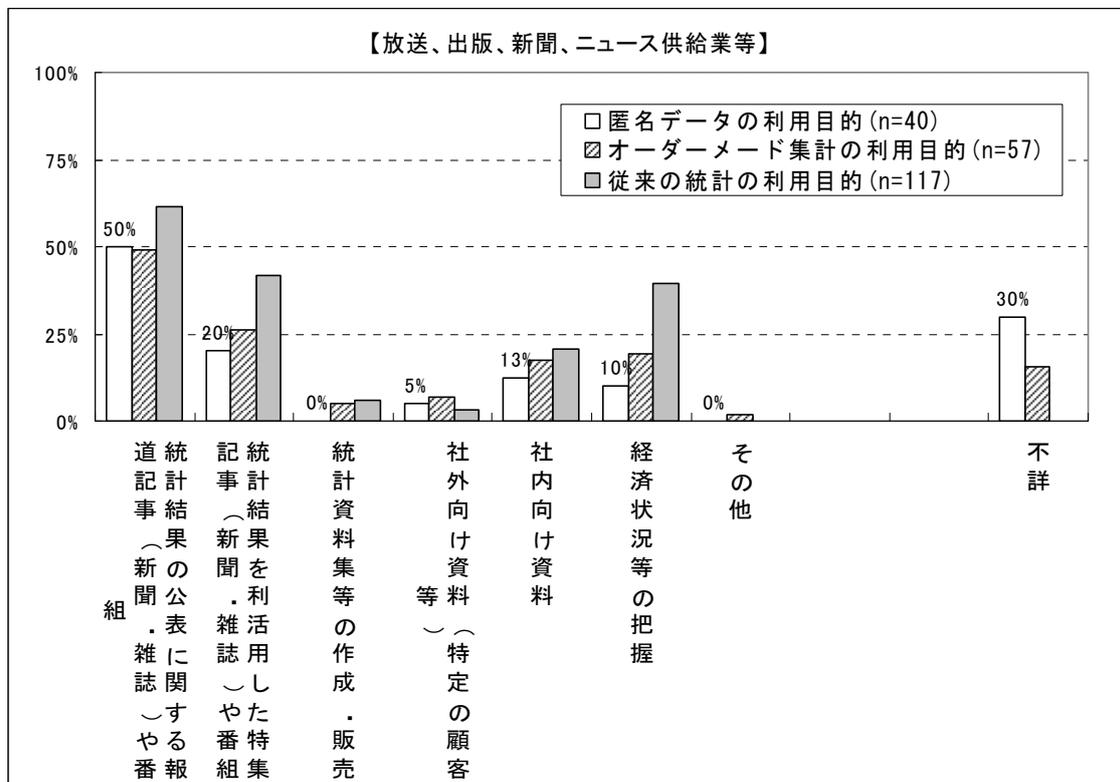
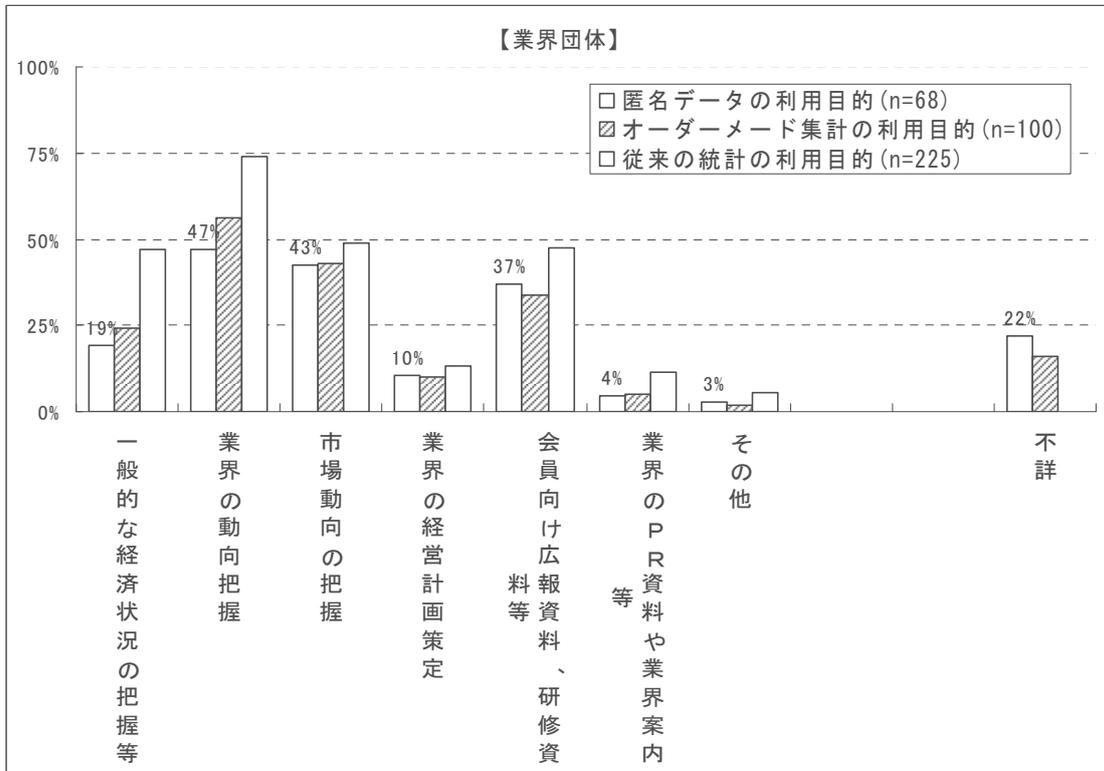




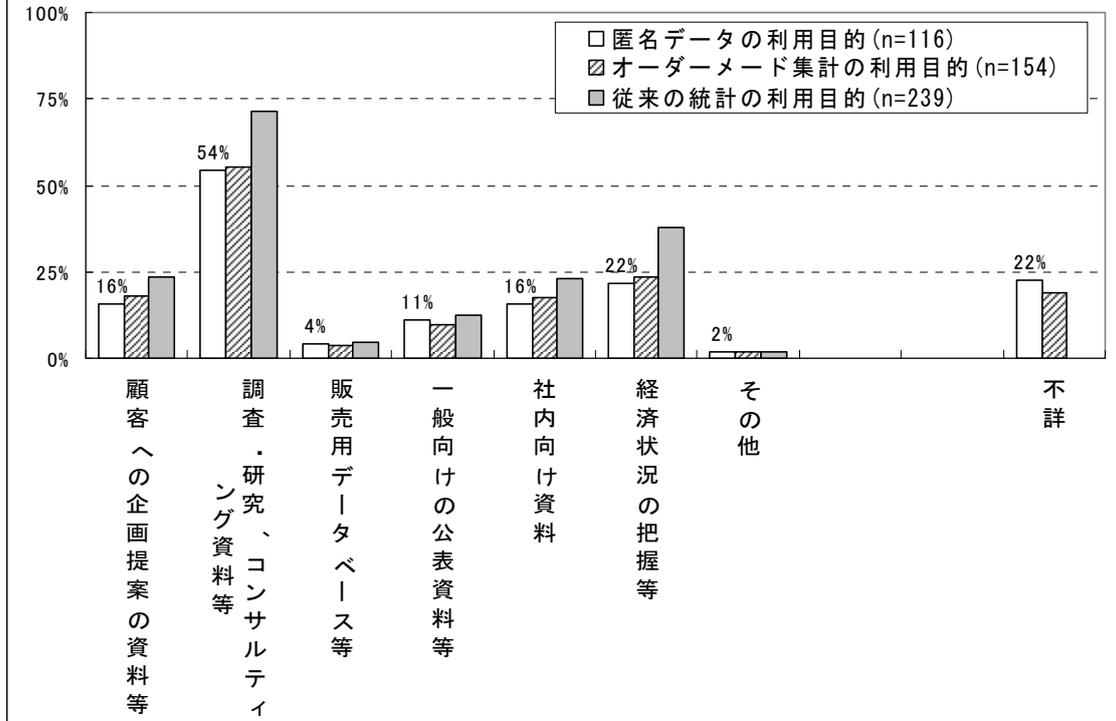
【インターネットアンケートモニター(n=1,194)】(一般個人)



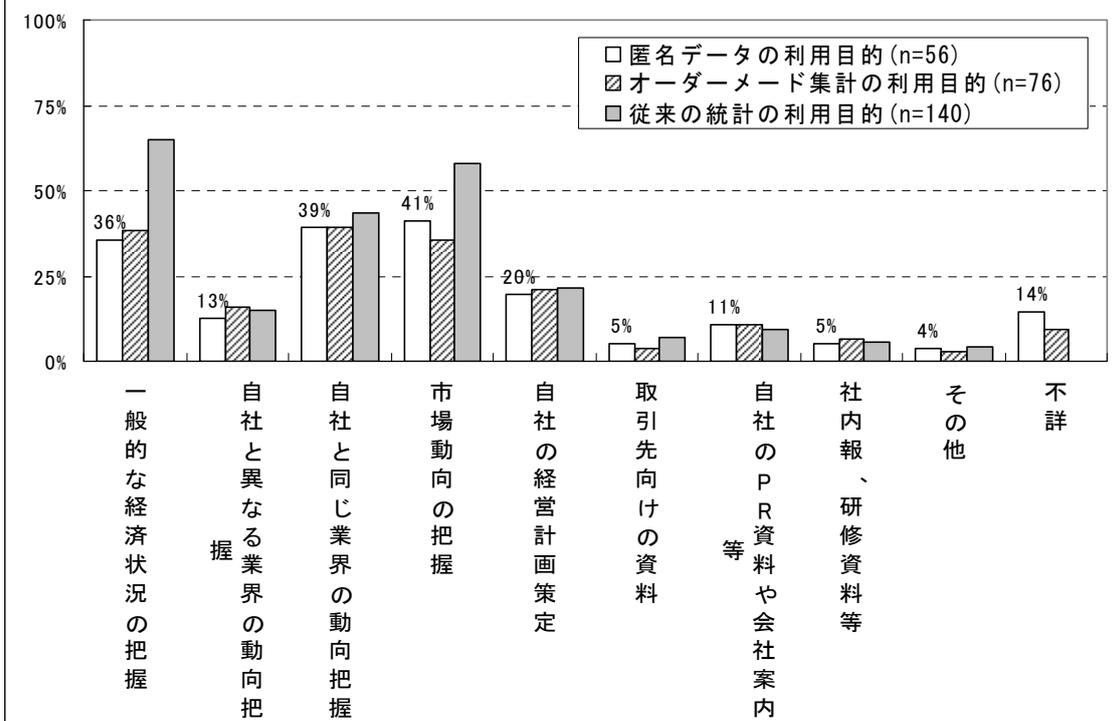
(参考4) 匿名データの利活用目的



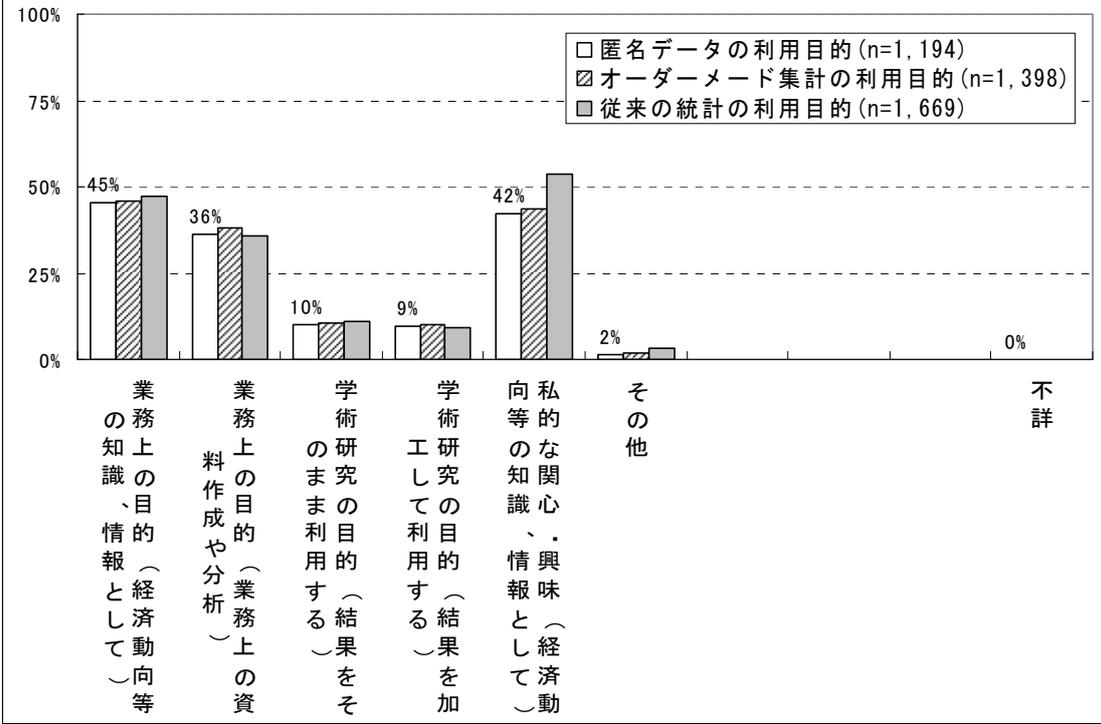
【シンクタンク、情報提供サービス等】



【その他の企業】



【インターネットアンケートモニター】（一般個人）



(3) 貴省で本年取り組まれた統計情報提供基盤である「データボックス」の実施について教えてください。

1) 統計データの種類、および総数、提供するフォーマットおよびデータ形式を教えてください。

「データボックス」において登録されている統計データの種類は別紙3の通りで、総数は39本となっております。フォーマットにつきましては、Excel、PDF、XML/SDMX(ダウンロード時はZIP形式)のいずれかのフォーマットで提供しております。

2) 利用状況を教えてください。アクセス数、ダウンロード数など数値で定量的に分かるものがあれば教えてください。

「データボックス」へのアクセス数の合計は71,107件(平成22年9月28日～10月24日)で、ダウンロード数の合計は1,424件(平成22年9月28日～11月30日)となっております。

3) データボックスで提供されているデータを複数組み合わせ、分析することは可能でしょうか。

利用者は、Vizoo(※)の各機能を使い、「データボックス」で提供されている複数の統計データを組み合わせ、分析、グラフ化することが可能です。

※Vizooとは、利用者の操作に応じて、容易にグラフ化できる機能を提供するツールで、「データボックス」から利用可能。

【別紙3】

データボックス(経済産業省)において公表している統計名	フォーマット
鉱工業指数	xls,SDMX(ZIP形式)
鉱工業出荷内訳表、鉱工業総供給表	pdf,xls
第3次産業活動指数	xls
(試算値)第3次産業活動能力・稼働率指数	xls
全産業活動指数、全産業供給指数	pdf,xls
工業統計調査	pdf,xls
経済産業省生産動態統計	xls
鉄鋼需給動態統計調査	xls
鉄鋼生産内訳月報	xls
機能性化学品動向調査	xls
バイオ産業創造基礎調査	pdf
砕石等動態統計調査	xls
生コンクリート流通統計調査	pdf,xls
建設機械動向調査	xls
金属加工統計調査	xls
本邦鉱業のすう勢調査	pdf,xls
商業統計	pdf,xls
商業動態統計調査	pdf
家庭電気製品の量販店月次販売統計調査	xls
特定サービス産業実態調査	xls
特定サービス産業動態統計調査	xls
経済産業省企業活動基本統計	pdf,xls
情報通信業基本調査	pdf
外資系企業動向調査	xls
海外事業活動基本調査	pdf,xls
海外現地法人四半期調査	xls
消費者向け電子商取引実態調査	pdf,xls
産業の中間投入に係る内外価格調査	pdf,xls
経済産業省企業金融調査	pdf
工場立地動向調査	pdf
経済産業省特定業種石油等消費統計	pdf
公害防止設備投資調査	pdf,xls
水質汚濁物質排出量総合調査	pdf
容器包装利用・製造等実態調査	pdf
情報処理実態調査	pdf,xls
延長産業連関表	pdf,xls
簡易延長産業連関表	pdf,xls
地域間産業連関表	pdf
国際産業連関表	pdf,xls
計39本	pdf,xls,SDMX(ZIP形式)

(4) 統計データの二次的利用に関する教育・研究利用に際して、国民・社会への周知をはかるにあたっての貴省のお取組みを教えてください。

当省の統計データについては、(前述の通り)今年度内にオーダーメイド集計の受付を開始する予定ですが、統計データの二次的利用について国民・社会への周知をはかるため、ホームページ上に「二次利用に係る年度計画」として、オーダーメイド集計の委託申出の受付開始予定等について情報提供を行っております。

政府統計情報の活用について

【IT 戦略本部専門調査会】

2010年12月28日
日本経団連産業技術本部

政府統計情報の活用について、経団連関係委員会等におけるこれまでの検討概要を以下に述べる。

1. 二次的利用制度の推進

公的統計の二次的利用について、実態としては、アカデミックユースしか容認されていない。利用者の範囲については、「我が国の利益の増進及び国際社会の発展に資する」観点から判断し、まずは、民間の研究機関などによる新たな政策提案などに資するよう、より幅広く有効に活用できるよう推進頂きたい。

2. 集計データのより柔軟な提供

政府統計の多くはあらかじめ政府が集計した統計表の提供にとどまっている。集計する項目や単位等について、個人情報に問題の無い範囲で、より柔軟な提供を可能にすることにより、民間の研究活動や事業活動に一層有効な活用が可能になると考えられる。(例：都道府県別だけの集計だけでなく、全国、市町村など複数単位での集計やクロス集計表の集計項目が選択できるなど)

また、個票データの利活用については、匿名化の手法などについて更に検討を進めて頂きたい。

3. 省庁間の連携による統計の効率化、データ有効活用

電子行政における省庁間の情報連携の観点と同様に、政府統計(含む自治体)においても重複調査の排除、法定提出書類の有効活用を推進して頂きたい。そのためには、政府統計に係る企画、実施から提供までの全体最適を統括する機能が必要と考えられる。

4. ICT を活用した調査の迅速化、省力化

現在の調査は紙媒体によるアンケート形式が中心であるが、回答者側のみならず、入力・集計側にとっても非効率と思われる。インターネット等を活用するとともに、提出済みデータについては記入済みとするなど、容易に回答できる仕組みづくりが考えられる。これにより、統計情報の公表時期の更なる迅速化を図って頂きたい。

また、企業の選択により、業務システム等からリアルタイムで自動的にデータ提出が行える仕組みについても検討が望まれる。

以上